

維新时期大坂の手形市場

—三井家と廣海家—

石井寛治

一 問題の所在

本稿の課題は、近世において商人間の取引のほとんどが手形で決済されたと言われてきた大坂とその周辺の手形市場が、明治維新时期、とくに一八六八年（明治元）頃から一八七七年（明治一〇）頃にかけての時期にどうなったのかという事を出来るだけ実証的に究明することである。この時期の大坂金融市場については、一八六八年の銀目廃止を契機に多数の有力両替商が倒産し、「まったくの麻痺状態に陥った」という指摘があるだけで、その実態の究明が遅れているため、一八七六年の改正国立銀行条例の制定を契機に多数の銀行が設立されるまでの明治ゼロ年代（＝明治初年）には、「麻痺状態」が続いていたかのような理解が広がっていたように思われる。⁽²⁾

しかし、この時期の日本経済を政府の殖産興業政策のみで理解し、民間経済全体が「停滞状態」⁽³⁾のままであったと考えるのは事実と反するであろう。むしろ、多額の不換政府紙幣を抱えたまま非生産的な秩禄の負担で殖産資金の捻出に苦慮する政府部門こそが危機的状态にあったのであり、民間部門とりわけ製糸業や織物業あるいは醸造業などにおいては経済活動の自由を与えられて混沌の中から逞しく発展する小生産者やマニユファクチャーが数多く見られるようにな

り、個々の盛衰はありつつも全体として国内商人の活動は活発であった。そうだとすれば、そうした生産活動や流通活動を資金面で支える金融部門の活動が「麻痺」したままであったはずがないであろう。

もつとも、維新期の大阪商人は、大阪が幕藩制的市場の頂点であっただけに、維新変革の中で大きな挫折と混乱を経験し、その盛衰は激しかった。この点は、例えば一八九九年当時の有力織物問屋の系譜を見ると、近世以来の有力問屋が存続している京都や、新興勢力が急上昇しつつも「上位を占める老舗の勢力は、なお牢固たるものであった」東京と比較して、大阪では幕末維新期に多くの有力問屋が没落・廃業し、新興商人が急速に発展しつつあったことから明らかである⁴。そのことは、大阪商人の頂点に位置した多数の両替商が没落した事実と、一見対応するかのようにも思われるかも知れない。だが、全ての大阪両替商が没落したわけではなく、その後の銀行設立ブームにさいしてみずから銀行業者に転身した両替商も相当多く存在したことが無視されてはなるまい。

この点を究明する上で障害となってきたのが、利用できる両替商の経営史料が乏しいということであり、とくに商人の金融を直接担当した両替商の活動を知らうる史料が少ないとされてきた。ここでは、大阪大学などが所蔵する鴻池家関係史料を利用する余裕のないまま、とりあえず三井文庫所蔵の三井大阪両替店の史料と大阪府下貝塚市の米穀・肥料問屋廣海家の史料を利用することによって、明治初年の大阪手形市場の実態に迫ることにしたい。

(1) 作道洋太郎『日本貨幣金融史の研究』（未來社、一九六一年）三〇一頁。

(2) 霧見誠良『日本信用機構の確立』（有斐閣、一九九一年）も、銀目廃止による大阪両替商組織の「崩壊」を強調している。最近の大阪に関する研究は、高嶋雅明「大阪における銀行業の発展と銀行経営者」（作道洋太郎編『近代大阪の企業者活動』思文閣出版、一九九七年）のように、両替商のなかには生き残ったものが出て、為替会社を作ったことを指摘し

ているが、両替商についての具体的分析はなく、為替会社についても発足後間もなく経営不振に陥ったとする新保博『日本近代信用制度成立史論』（有斐閣、一九六八年）以来の通説的把握が踏襲されている。為替会社についてのこうした通説への批判としては、石井寛治「南山城茶業の展開と茶業金融」（石井寛治・林玲子編『近世・近代の南山城 綿作から茶業へ』東京大学出版会、一九九八年）があるが、より詳細な批判として別稿「維新时期東京の国内為替取引―両替商と為替会社」（『地方金融史研究』三四号、二〇〇三年）を参照されたい。

(3) G・ブスケ著、野田良之・久野桂一郎訳『日本見聞記』（原著一八七七年、みすず書房、一九七七年）七八六頁。

(4) 石井寛治「織物集散地と集散地問屋の概況」（山口和雄編著『日本産業金融史研究 織物金融篇』東京大学出版会、一九七四年）五八―六七頁。

二 幕末維新时期における三井大坂両替店

1 三井大坂両替店の手形差引先

まず、大坂の三井両替店が手形市場とどのような関係を取り結んでいたかを三井文庫の所蔵史料によって見よう。同店については、すでに松本四郎氏や賀川隆行氏らによる研究があり、三井両替店が江戸への為替を引き上げた幕府御金蔵銀を無利子で利用した大坂商人・両替商への延為替貸付の実態などについては、詳しく判明したとはいえず、そうした活動が大坂手形市場とどのような関係のもとで可能になったかはほとんど問題にされてこなかった。鴻池善右衛門家が大名貸に特化していくのに対して、三井家は幕府との特権的結合をもとに大坂の商人・高利貸への貸付取引や為替金融を行うという特徴のみがクローズアップされ、両家とも大坂手形市場とは無関係な孤立した形で捉えられていたので

ある。

しかし、三井文庫には、大坂両替店の『手形帳』や『両替手形押切帳』という名の帳簿が若干ではあるが残されている。例えば、『慶応元年九月吉日 手形帳 三井店²⁾』には、七軒の両替商との手形のやり取りの記録が記されており、一八六七年（慶応二）一二月末（旧曆、以下明治五年まで同様）には、それらを中心に三井両替店は、みずから振り出した手形との差引き合計で、金八四五〇両一分一朱、銀五五一九貫七八二匁六二、銭七〇〇貫文の手形を預けている計算になる。同時点の勘定目録の換算率である一両 \parallel 一三四匁、一貫文 \parallel 一五・六匁で換算すると、銀六六三貫〇四五匁という巨額であることが分かる。もっとも同年七月一五日現在の預け高合計は、一五七六貫〇三八匁にすぎないが、それでも絶対額で相当大きいことには変わりはない。

だが、奇妙なことに慶応二年末の同店勘定目録には、これに該当する項目はない。「預方」には京都両替商万甚（万屋甚兵衛）の勘定目録に見られたような「手形方」の項目がないし、京両替店や薩州方、銅座御掛屋方、鑄銭座からの預りはあるが、商人からの預り項目はない。他方、「貸方」（銀計算で計二万七八一七貫六五七匁五五二）の中心をなす「延為替」八三四九貫八九五匁の貸付先リストには、手形帳の両替商は記載されてなく、「当座貸」にも彼らの名前は登場しない。そして「有金銀銭」は金七万五二七三両一分一朱、銀二二六八貫三五四匁八〇五、銭八三五〇貫文であり、銀換算すると合計一万二四八五貫二四七匁となり、ここに手形分が算入されているとは思われない。とすると、手形市場との関わりは、勘定目録には記載されていない別個の世界の出来事だと理解されていたのであろう。⁴⁾ もっとも、別個の世界と言っても、他の両替商との間の手形のやりとりにおいて、三井大坂両替店がみずから振り出した手形についての責任を負わなくて済むというわけではない。『手形帳』には、他の両替商との手形のやりとりの度毎に、貸借残高がどれだけになったかが記されており、とくにみずから振り出した手形については、最終的な渡し先から戻されてきた一

枚ずつの手形について責任が解除されたか否かをチェックして、『両替手形押切帳』に解除を示す「消」印が押されているのである。この間の事情を示す三井大坂両替店宛の両替商炭屋安兵衛の一八六四年（元治元年）正月の書状⁽⁵⁾を紹介しておこう。

御書面辱拜見仕候然者

子七月二十七日付

一銀百弍拾四貫目

子四拾三番

右手形御振出相成候処未夕相廻り不申相成御伺被下委細承知仕候 則相調候処右様御銀高当春ニ而者相廻り候録者無御座
尤旧冬中御振出手形者其時々之御差引之節御戻し申上候 定而御引合御承引済ニ相成御座候と奉察候 未分之処ハ相廻り
者無御座候 右段宜敷御承引可被成下候 先者右御報迄如斯御座候

正月十四日

炭安店

三井様御店

すなわち、前年七月に三井店が炭安宛に振り出した積りの大口の銀手形が、正月になっても振り出した三井のところに戻ってこないで、炭安に問い合わせたところ、炭安は自分のところの記録がなく、もしも廻って来たならば「差引」の上で必ず三井に戻したはずなので、廻ってきていないと回答している。このやりとりは、手形の振出人は支払い責任を負うので、手形の最終的な行方を確かめなければならぬことを示すものである。この事件の決着は分らないが、いずれにせよ半年かかって行方が分からなくなるといふのは異常な事態だと言えよう。

第1表 三井大坂両替店の手形差引 (1866年・慶応2・前期)

手形宛先	手形振出額 (枚数)					金額比	枚数比
	金(両・分・朱)	銀(貫・匁)	計(貫・匁)	1枚当り	貫		
炭安(炭屋安兵衛)	217,284.3.3 (69)	3,673.364 (68)	23,229.008(137)	170	50.8	20.4	
越善(越後屋善太郎)	75,580.0.0 (76)	4,566.677*(253)	11,368.877(329)	35	24.9	49.0	
米伊(米屋伊太郎)	36,414.2.2 (10)	1,796.988 (33)	5,074.304 (43)	118	11.1	6.4	
加作(加島屋作治郎)	10,733.2.2 (7)	1,001.897 (96)	1,967.923(103)	19	4.3	15.3	
鴻庄(鴻池庄兵衛)	—	1,915.539 (20)	1,915.539 (20)	96	4.2	3.0	
鴻重(鴻池重太郎)	5,000.0.0 (1)	740.429 (24)	1,190.429 (25)	48	2.6	3.7	
竹彦(竹川彦太郎)	7,000.0.0 (3)	353.972 (12)	983.972 (15)	66	2.2	2.2	
計	352,013.0.3(166)	14,048.863(506)	45,730.052(672)	68	100.0	100.0	

手形預入先	手形預入額 (枚数)				期末預け高
	金(両・分・朱)	銀(貫・匁)	計(貫・匁)	1枚当り	銀(貫・匁)
炭安(炭屋安兵衛)	217,862.0.0 (53)	3,374.002 (30)	22,981.582 (83)	277	129.658
越善(越後屋善太郎)	75,560.1.3 (59)	4,885.657*(198)	11,686.097(257)	45	317.833
米伊(米屋伊太郎)	36,414.2.2 (11)	2,792.824 (23)	6,070.140 (34)	179	1,034.883
加作(加島屋作治郎)	10,733.2.2 (7)	1,014.319 (36)	1,980.345 (43)	46	24.024
鴻庄(鴻池庄兵衛)	—	1,897.129 (24)	1,897.129 (24)	79	55.803
鴻重(鴻池重太郎)	5,000.0.0 (1)	697.324 (9)	1,147.324 (10)	115	7.885
竹彦(竹川彦太郎)	7,000.0.0 (4)	337.221 (9)	967.221 (13)	74	5.952
計	352,570.2.3(135)	14,998.475(329)	46,729.837(464)	101	1,576.038

出所) 『慶応元年九月吉日 手形帳 三井店』(三井文庫所蔵史料 追69)

備考) (1) 1両=銀90匁、銭1貫文=銀13匁、銀の匁未満四捨五入。

(2) 越善の手形振出額の銀(*)には銭3,461貫600文(=銀45貫1匁)、同手形預入額の銀(*)には銭17,290貫900文(=銀224貫782匁)を含む。

いま前記『手形帳』に記載されていた三井大坂両替店の一八六六年(慶応二)一月初めから七月一日(中元)までの手形差引(当時両替商間の取引は「差引」と呼ばれた)を相手の両替商別に示すと第1表のようなになる。それぞれの両替商の経済力を示すものとして、参考までに一八六四年(元治元)に幕府が大坂町人に課した御用金の引き受け額リストと一八五七年(安政四)における大坂両替商のランキングを第2表として掲げておいた。

三井元之助の御用金は一〇〇名中上位二六〇三〇位にランクされている。三井ともつとも取引額の多い炭屋安兵衛は、鴻池庄兵衛とともに、鴻池善右衛門らに次ぐ上位七〜一位のグループに属し、一八五七年(安政四)版の「浪花両換取

第2表 大坂町人の幕府御用金（1864年・元治元）

御用金(價目)	計	うち 両 替 商 (1857年ランキング)			
1200	2	鴻池善右衛門(勸進元)			
1000~1100	4	米屋喜兵衛(小 結)			
800	5	炭屋安兵衛(大 関)	鴻池屋庄兵衛(大関)	炭屋彦五郎(関脇)	平野屋五兵衛(行司)
420~500	5	米屋長兵衛(前頭1)			
400	2	米屋伊太郎(小 結)	近江屋猶之助(前頭1)		
350	3	加嶋屋作次郎(関脇)	加嶋屋作五郎(前頭2)		
300	2	鴻池屋重太郎(前頭2)	錢屋忠次郎(前頭4)		
250	2				
200	5	三井元之助(差添人)			
150~180	5	米屋三十郎(前頭8)	米屋太兵衛(前頭7)		
105~140	9	錢屋佐一郎(前頭3)	鴻池伊助(前頭5)	布屋吉郎兵衛	
100	7	竹川彦太郎(前頭6)	鴻池屋篤兵衛(前頭3)		
20~90	49	布屋甚九郎(前頭8)	小橋屋彦九郎(前頭10)	近江屋半次郎(前頭5)	天王寺屋五兵衛(行司)
計	100				

出所) 脇田修・中川すがね編『幕末維新大坂町人記録』(清文堂出版、1994年) 71-75頁。

備考) (1)1857年ランキングは「浪花両換取引手柄鑑」(黒羽兵治郎編『大阪商業史料集成』第5輯、大阪商科大学経済研究所、1939年、319-322頁)によった。なお、鴻池屋庄兵衛=庄十郎、近江屋猶之助=猶治郎、鍵屋忠次郎=忠三郎とみなしてランキングを付けた。

引手柄鑑⁽⁶⁾では、炭安・鴻庄は両大関としてトップの座を占めていた(そこでは鴻池善右衛門と三井元之助は、それぞれ勸進元、差添人として別格の地位にあった)。とくに炭屋安兵衛は三井からの手形振出額でも手形預額でも全体のちょうど半分程度を占めており、手形一枚の平均金額でも他の両替商のそれを大きく上回っている。おそらく一八六六年当時の三井にとって炭安は特に重要度の高い両替商だったのであろう。もつとも、そのことが直ちに三井にとって炭安が親両替や兄両替だったことを意味するとは言えない。関係が強いことは、それ自体では相互依存度の深さを示すに止まるのであって、上下関係を意味するとは限らないからである。米屋伊太郎、加島屋作次郎、鴻池重太郎は第2表によれば、三井元之助より経済力において若干上廻る有力両替商であり、竹川彦太郎は第2表のランクはやや下だが、安政期の大坂為替本両替一八軒に属していた⁽⁷⁾。その意味では、炭安を含めて、鴻庄、米伊、加作、鴻重、竹彦は、幕末には三井と同格の両替

第3表 三井大坂両替店の手形預入額の推移（各年前半期）（単位 貫、%）

手形預入先	1850年(嘉永3)	1855年(安政2)	1866年(慶応2)
鴻庄(鴻池庄兵衛)	3,344.521 (40.2)	3,026.869 (29.1)	1,897.129 (4.1)
加作(加島屋作次郎)	2,196.051 (26.4)	3,814.113 (36.6)	1,980.345 (4.2)
炭安(炭屋安兵衛)	1,639.723 (19.7)	1,462.403 (14.1)	22,981.582 (49.2)
米伊(米屋伊太郎)	816.944 (9.8)	1,423.859 (13.7)	6,070.140 (13.0)
越善(越後屋善太郎)	249.382 (3.0)	496.480 (4.8)	11,686.097 (25.0)
竹彦(竹川彦太郎)	64.740 (0.8)	183.719 (1.8)	967.221 (2.1)
鴻重(鴻池重太郎)	—	—	1,147.324 (2.5)
計	8,311.361(100.0)	10,407.443(100.0)	46,729.837(100.0)

出所)『嘉永貳年五月 手形帳 三井店』(三井文庫所蔵史料 追68)、『嘉永七年五月 手形帳 三井店』(同所蔵史料 続846)、および第1表。

- 備考) (1)1850年の越善の金手形223両22は1両=62匁で銀13貫865匁(計の0.2%)に換算した。
 (2)1855年の金手形、加作2,500両、越善1,461両33、米伊1,876両、炭安10,265両30、小計16,103両23は1両=68匁で銀1,095貫051匁(計の10.5%)に換算した。
 (3)1866年の金手形352,570両23(第1表)を1両=90匁で換算した銀31,731貫362匁は計の67.9%に相当する。

商だったと見てよい。

これらに対して、やや異質なのが越後屋善太郎で、三井との取引額では炭安に次ぐ地位を占めているが、比較的金額の小さい手形をやり取りしている点に特徴がある。越後屋の屋号が示すように三井の別家であり、一八一六年(文化一三)に大坂三井両替店を「首尾能御暇」になった中村善太郎が角田善太郎と改名し、翌一七年(文化一四)に越後屋善太郎名義で「上人町へ両替見世為出申候」につき仲間に加入させてほしいと、三井店から道修町組行司海部屋新兵衛の口添えて「本両替仲間行司御衆中」(鴻池屋庄兵衛)へ申し出て許可されている。第2表には載っていないが、前述の一八五七年版「手柄鑑」には、前頭一九枚目に記載されているれっきとした両替商である。三井と越善は親両替と子両替の関係だったと見てよからう。

それらの両替商との関係を歴史的に探るために、残存している他の二冊の手形帳によって、一八五〇年(嘉永三)と一八五五年(安政二)における三井店からの手形預入先の位置付けを、一八六六年(慶応二)の場合と対比して示すと、第3表のようになる。

備考欄に注記したように一八五〇年代と一八六〇年代との間に金

表示の手形が急増したこと、表示した手形預入額から三井の差引先両替商の位置付けに大きな変動があったことが分かる。すなわち、一八五〇年代には鴻池庄兵衛と加島屋作次郎の二店のみで全体のほぼ三分の二の金額を占めていたが、六〇年代には両店の位置が急落し、代わって炭屋安兵衛と越後屋善太郎の二店が突出した大きな位置を占めるようになったのである。三井にとつての炭安の特別に大きな位置は一八六〇年代に一時的に出現したものにすぎなかったことが留意されなければなるまい。また、鴻池重太郎が一八五〇年代には三井との恒常的な差引関係になく、六〇年代になって初めて三井との関係が深まったことも注目されよう。幕末維新时期の鴻重は、次節で廣海家について見るさいに明かにするように商人との手形取引を盛んに行つて発展しつつあり、文化年間（一八〇四—一七年）までの大坂の両替商リストにはなく、一八二八年（文政一一）になって初めて登場するといふ比較的歴史の新しい両替商で、鴻池善右衛門家の別家の一つと思われ¹¹⁾。鴻池系統としては珍しく商人為替を多く扱つており、トップクラスの有力両替商の別家である点を含めて、越善と共通する側面をもつていた。

このように見てくると、三井大坂両替店が、恒常的な手形差引の相手とした七軒の両替商は、それなりに理由があつて選ばれていることが窺える。後に見るように、手形の処理は両替店の上下の系統に沿つてなされることが多いため、鴻池系統からは鴻庄、加島系統からは加作、米屋系統からは米伊、炭屋系統からは炭安といふ具合に主要系統から一軒ずつが選ばれ、それに伊勢を本拠に大坂・江戸へ両替店を出している点で京都を本拠とする三井と似ている竹川、さらに鴻池と三井それぞれの別家である鴻重と越善からなる七軒のグループが編成されているのである。三井と彼らとは日常的な両替業務や為替業務においても緊密な関係をもつていた。一八六四年（元治一）の『掛合方書状さし』¹²⁾には、例えば次のような三井から竹川に宛てた両替の依頼状とそれへの回答が残されている。

口上

多々御面倒之儀奉存候へ共、有合金式三千兩入用二付 貴家様如何程ニ而御払可被下候哉 此者へ御聞セ可被下候様奉願
上候

正月二十七日

(八拾匁八分三厘かへ)

(下) 竹川様

(上) 三井店(様)

これは、金貨が必要となった三井が、竹川に向かつてどのような相場ならば支払ってくれるかを問い合わせ、返事を書状の持参者に聞かせて欲しいと頼んだところ、括弧書きで示したような回答が帰ってきたのである。回答を同じ用紙に書き込み、差出人と宛名を(上)(下)という加筆でひっくり返しているところが面白い。それほど頻繁にこうしたやり取りが行われていたのである。この年の三井は、両替についての連絡を、越善、鴻庄、鴻重あるいは米喜(米屋喜兵衛)、炭彦(炭屋彦五郎)なども行つた書状が残されている。また、為替業務については、例えば三井からの江戸為替取組の出会いを求める希望を知らされた鴻重が次のような返事をしている。

御状忝拜見仕候 然ハ江戸為替金高七千兩斗御座候ニ付出合御座候ハハ印紙御認被下候間可申上候様被仰下承知仕候 其
内程能相手御座候ハハ早速可申上候 其砌御手台可被下候 先ハ右御受申上度如斯御座候以上

十一月拾日

三 御店様

鴻重

用中

その直後に鴻重では三〇〇〇両の江戸為替を引き受けるという連絡を三井に向かって行うが、その点の紹介は省略しよう。この年の三井は、鴻重だけでなく竹川、米伊、炭安あるいは加作五（加島屋作五郎）、平善（平野屋善兵衛）などとも互いに為替の出会いを求める情報交換を行い協力している。したがって、三井大坂両替店は、両替や為替のために取引している仲間の大坂両替商の中から、特定の七軒を選んで恒常的な手形差引の関係を取り結んだと言えよう。

(1) 古くは松本四郎「幕末・維新时期における三井家大元方の存在形態」（『三井文庫論叢』二号、一九六八年）による分析があり、『三井事業史』本篇第一巻（一九八〇年）、賀川隆行『近世三井経営史の研究』（吉川弘文館、一九八五年）も検討を加えている。また、日本経営史研究所編『三井両替店』（三井銀行、一九八三年）も参考になる。

(2) 『慶応元年九月吉日 手形帳 三井店』（三井文庫所蔵史料 追六九）。『安政三年五月 帳面録』（三井文庫所蔵史料 別一三二二）には、「十三 手形帳 五年物」として、安政二、五、六、萬延元、文化二、元治元、慶応元、三、四、明治三、六年に一冊ずつ作成されたところがあるが、残されているのは、慶応元年九月から翌二年一二月までの手形帳一冊だけである。

(3) 万甚については、別稿「維新时期京都の手形市場―小堀家と小林家―」（『東京経大会誌―経営学―』二三四号、二〇〇三年）を参照されたい。

(4) そうしたことが可能であった背後には、当時の手形の流通が裏書譲渡なしで行われ、不渡りの場合の求償先は、両替商宛振手形の場合は振出人、両替商預り手形の場合は手形所持人とされ、手形の裏面に署名したものは、その支払責任を免れたという慣習があった。つまり、手形を預かったり預けたりする行為は、不渡りの場合の求償対象とはならなかったのである。また、両替屋相互の貸借を決済するために振り出される振差紙は振手形のように流通することはなく、振出人のところでは正貨を受け取ることはできなかった。こうした点については、霧見誠良前掲『日本信用機構の確立』参照。

(5) 『慶応元五年正月より七月迄 掛合方書状差』(三井文庫所蔵史料 続二〇六)。

(6) 黒羽兵治郎編『大阪商業史料集成』第五輯(大阪商科大学経済研究所、一九三九年)三一九〜三二二頁。炭屋安兵衛と鴻池庄兵衛は一八三八年(天保九)の『浪花両替手柄競』(三井文庫所蔵史料 参考図書D六五四―五九)においてすでに大関としてトップの座を占めていた。しかし、炭安・鴻庄の両大関を除くと、その後五七年に至る幕末二〇年間の大坂両替商の番付はかなり変化している。一八六六年当時の三井の恒常的差引先について見ると、加島屋作次郎は関脇の地位を守り、米屋伊太郎は筆頭前頭から小結へと三役入りを果たし、鴻池重太郎は前頭五枚目から二枚目、竹川彦太郎も前頭八枚目から六枚目、越後屋善太郎は二六枚目から一九枚目へとそれぞれ昇進するという具合で、総じて上昇していることが特徴である。その他の上位陣では、関脇米屋喜兵衛が小結炭屋彦五郎と入れ替わり、小結近江屋半左衛門が前頭六枚目へ下がっており、大坂最古の天王寺屋五兵衛と平野屋五兵衛は、一八三八年当時の番付でもすでに頭取ないし差添人として祭り上げられている。彼ら大坂両替商の相対的な経済力の変化は、各時期の御用金の負担額を基準に跡付けることもできると思われるが、ここでは省略せざるをえない。

(7) 賀川隆行「幕末・維新期の御為替三井組」(『三井文庫論叢』一三号、一九七九年) 一二頁。

(8) 大坂両替店『文化十三年 日記録』(三井文庫所蔵史料 本六六) 四月二十一日、および、大坂両替店『文化十三年大福帳』(三井文庫所蔵史料 続九三九) 中村善太郎の項。従来、三井の大坂両替店は別家に類似の職業をつくことを認めていなかったと理解されていた(日本経営史研究所編前掲『三井両替店』二四一頁)が、越後屋善太郎の事例はそうした理解が必ずしも正しくないことを示している。

(9) 大坂両替店『後鑑』(元文四年―弘化二年) (三井文庫所蔵史料 本三三八) 文化十四年丑二月四日。

(10) 三井の大坂両替店と鴻池庄兵衛および加島屋作次郎との関係は古い。一八一四年(文化一一)の筑後藏・肥前藏空米手形事件で、米切手への金融を行っていた両替商への三井からの貸付が滞ったとき、米屋伊太郎(米伊)は即時皆済し、鴻池庄兵衛(鴻庄)は六五〇貫のうち四五〇貫のみ返済し残りは通常の借りの一部として処理したのに対し、加島屋作次郎

（加島作）の三〇〇貫は、天王寺屋弥七（天弥）の五〇〇貫、島屋利右衛門（嶋利）の一〇〇貫と同様に年賦返済の措置を受けざるをえなかった。そして、嶋利が一八四二年限り、天弥が一八五五年限りで返済途中で挫折したのに対し、加島作の返済は一八六九年までもかくも続いた（『天弥・加島作・嶋利切手埒合控 文化十二年』三井文庫所蔵史料 別一四七）。

（11）宮本又次編『大阪の研究』五（清文堂、一九七〇年）五二三頁。

（12）三井文庫所蔵史料 続二〇九、続二二四

2 三井大坂両替店からの手形預け

それらの両替商に対して、三井両替店は、手形を預けたり、手形を振り出したりしている。そうした差引が何故必要だったかについての説明としては、一九〇〇年（明治三三）における旧両替商関係者の回顧談『大阪昔時の信用制度』⁽¹⁾の次ぎの一文がしばしば引用されてきた。

商人への貸出を専門とせる両替店の手形は能く流通せり。例証を設けて其流通の様様を示さんに、茲に岩井文多田等合計百人より、一貫目づつ鴻正・炭彦等三十店の手形を布吉へ預るとせんに、布吉は右合計百貫目の手形を一括して、之を親両替なる炭安に預け入る。是に於て炭安は鴻正・炭彦等三十店へ取付に行く時は、是等三十店は各兄両替の手形を炭安に渡す。炭安は其兄両替なる鴻善へ預け入れ、先の百口の手形茲に一口となる姿なり。然る後炭安より百貫目手形一枚を鴻善宛にて振出し、之を取付くる時は鴻善は炭彦・殿村等弟両替宛三十枚の手形を渡す。是に由て炭安は炭彦・殿村等三十店に対し、直接に貸勘定を有する理と爲る。是れと同時に岩井文多田等百人が、一貫目宛布吉宛手形を振出す時は、布吉は一貫目宛百枚炭安宛の手形を百人に交付す。是に於て岩井文多田等百人は、布吉・炭安を中間に置き、炭彦・殿村等三十店に対し、間

接に貸勘定と為れる者にして、先に布吉に預け入れたる手形は、始めて自己の勘定に歸したり。此の如き事は毎日双方より盛に行ふ所にして、相互に貸勘定と為り、借勘定と為り、其貸借残余り嵩む時は、之を金相場に引換へて正物を渡す

一見複雑で分かりにくいのが、鴻池善右衛門（Ⅱ兄両替）―（弟両替Ⅱ）炭屋安兵衛等（Ⅱ親両替）―（子両替Ⅱ）布屋吉郎兵衛等―諸商人、という両替商の重層的秩序の中を、商人の持ちこんだ手形が形を変えつつ順次上がって行き、次に上位の両替商の手形が下がってくることで、相互の貸借関係が確定するということである。商人たちは販売先商人からその取引先両替商宛の振出手形で支払いを受けた時に、印元Ⅱ振出商人の取引先両替商のところへその手形を持って行って現金化することも可能であるが、通常はここで記されているように自分の取引先両替商に手形を預けて取立てを依頼する。ところが新興両替商の布屋山口吉郎兵衛（布吉）は、持ち込まれた手形の宛先の両替商とは格が違うため直接には取り付けることができず、親両替の炭屋安兵衛（炭安）に依頼すると、炭安は兄両替の鴻池善右衛門（鴻善）との関係を使って債権を確定する。その上で、布吉は炭安宛の手形によって商人たちの債権を確定するということがある。⁽²⁾ そうした縦断的流通とともに、商人の振り出した手形を受け取った両替商が、それを取り立てるために幾つもの同格の両替商にその手形を預けては書き換えて新しい手形を振り出してもらい、その商人の取引先両替商に辿りつくという形での手形の横断的流通も多かったことが指摘されている。⁽³⁾

以上の一般的説明を念頭に置いて、三井両替店を巡る手形のやりとりを検討しよう。まず炭安への手形預けの事例①④を記すと、⁽⁴⁾

① 十二月二十九日 金壹万七百貳拾五兩 出 外手かた

内九千両

大黒屋振、大和屋出分

壹千七百弍拾五両

越善振

とあるのは、江戸両替商大和屋兼三郎に三井江戸店が支払った逆為替代金を大坂両替商大黒屋平次郎から取り立てる九〇〇〇両の手形と、越後屋善次郎に宛てて三井大坂店が振り出した一七二五両の手形（いずれも「外手形」と記されている）を、三井が炭安に預けたという意味であろう。前者については、通常江戸の大和屋が大坂の大黒屋宛てに取り立ての逆為替を三井江戸店で取り組んでおり、この時の『大福帳』の記載にも「十二月二十九日 金九千両 大和屋兼三郎登 大黒屋平次郎出分」とある。⁵⁾『手形帳』のここでの記載は、大黒屋が大和屋に向けて取り組んだ逆為替の手形と読むのでなく、三井江戸店が大和屋に対して既に渡した「出分」を大坂で請求する、大黒屋宛てに「振」出された手形であると読まなければならない。三井大坂店は江戸店が大和屋に渡した九〇〇〇両を大坂で大黒屋から取り立てる権利を入手したが、その権利を炭安へ預けているわけである。いずれにせよ、三井の大坂店が手形を入手したのは、江戸店との為替取引の結果であることが注目される。後者については、越善との差引記録の正月六日の欄に「入金壹千七百弍拾五両 炭安渡」とあるのと何らかの対応関係があるようである。差引記録に「入」とされているのは、越善に宛てて支払いを要求する手形を三井が「振」出したことは、越善からの三井への「入」金だと観念されているからである。何のために、そのような手形を三井が振り出して炭安に預けたかは示されていないが、正月七日に三井が炭安の求めに応じて炭安宛に一万二〇〇〇両の手形を振り出していることを考慮すると、そうした巨額の手形を振り出すには先の為替取引によって九〇〇〇両を預けただけでは足りなくて行なった操作だと見てよからう。また、

② 正月二十四日 金三千八百兩

出 外手形

内壺千參百兩

炭勘、同孫

貳千五百兩

大平、布吉

とあるのは、炭屋勘兵衛（炭勘）の炭屋孫兵衛（炭孫）宛て手形と、京都の綿糸商大文字屋岩田平兵衛（大平）が大坂両替商布屋山口吉郎兵衛（布吉）宛てに振り出した手形を、三井が炭安に預けたことを意味している。先に引用した回顧談では、「布吉」は「炭安」を親両替として、商人から持ち込まれた小口の手形を直接「炭安」に預け入れたことが指摘されているが、ここでは、「布吉」と「炭安」の間に三井が介在して、大口の「布吉」宛手形を取り次いでいるのである。なお、三井では、②と同様に「炭安」に預けられた「大平 布吉」手形は、少なくともさらに九回あり、半年間の合計金額は少なくとも三万一〇〇〇兩にのぼる。京都の大文字屋岩田平兵衛は、京浜の綿糸商から輸入綿糸を大量に購入しており、その代金を大坂の新興両替商山口吉郎兵衛を利用して送付しているのである。明治初年になると、京浜の綿糸商中村惣兵衛や薩摩治兵衛あるいは中村吉兵衛らが、丁子屋小林吟右衛門の東京店において岩田平兵衛宛てに盛んに逆為替を取り組むようになるが、幕末ではそうした動きはまだ少ないようである。⁽⁶⁾さらに、

③ 二月四日

金千四百兩

出 外手形

店 竹川

の場合は、三井店が竹川彦太郎に宛てて振り出した手形を、炭安に預けたことを示している。この点は、竹川との同日

の差引記録に、「二月四日 入金千四百兩 炭安渡」とあることによって裏付けられる。そのさい、竹川との前日の差引記録に、「二月三日 金千四百兩 出 外手形」とあることから見て、この差引は、もともと炭安から持ち込まれた一四〇〇兩分の手形を、三井は竹川に預けた代りに、翌日になって同額の竹川宛て手形を振り出して炭安に渡したということになる。最後に、

④ 四月二十五日 金七千兩

出 外手形

は、三井が七〇〇〇兩の手形を炭安に預けた記録であるが、どのような手形であるかの記載はない。しかし、同年四月二十二日付けの三井大坂兩替店支配人から江戸店支配人に宛てた書状に、「京店御仕向金炭安出分为替式口にて七千五百兩之内、五百兩丈ヶ京店へ相渡、七千兩者本店登七金之廉江引取備置可申」とあることからみて、この手形は三井江戸店からの送金で炭安から三井に支払われる手形であることが窺える。①の前者のケースと同様に江戸との為替取引が三井大坂店に手形を入手させているのである。

炭安について大口の手形差引が多い米屋伊太郎（米伊）の場合には、三井から、炭安の事例②に示したものと同じ「大平」振出し「布吉」宛手形三〇〇〇兩（二月三日）や、「鴻小」（鴻池小三郎？）振り「鴻宗」（鴻池宗四郎）出の手形三〇〇貫（三月一日）、「為替分四口」一万一〇〇〇兩（五月九日）、「河又」（兩替商河内屋又右衛門）振り「泉吉」（泉屋吉次郎）渡り手形四〇〇貫（七月一日）、「越善」振り「布吉」渡り手形一〇〇貫（同日）といった兩替商間の手形を預けている。これらの内、三井が「外手形」を入手した経緯がはっきりと分かるのは、五月九日の「為替分四口」で、『大福帳』の「江戸店」の欄に記載されている、江戸の銭屋祐助が三井江戸店において大坂の鴻池屋与三吉

と堺屋次郎兵衛宛てに取組んだ逆為替合計一万一〇〇〇両がそれに該当し、三井大坂店はそれらの手形を米伊に預けた上で、米伊宛ての三〇〇〇両の手形を米伊に、同一五〇〇〇両の手形を鴻池与三吉に、同四〇〇〇〇両の手形を竹川彦太郎に、同二五〇〇〇両の手形を鴻池重太郎にそれぞれ渡している。また、最初に掲げた二月三日の「布吉」宛三〇〇〇両手形は、二日後の二五日に三井が米伊宛てに同額の三〇〇〇両の手形を振り出して「炭安」に渡していることから見て、「布吉」の親両替である「炭安」から廻ってきた可能性が強い。さらに、三月一日の「鴻宗」宛三〇〇〇貫手形も、二日後の一二日に三井が米伊宛てに同額の三〇〇〇貫の手形を振り出して「山下」に渡していることから見て、「山下」なる相手から廻ってきたとみなして良からう。

米伊との差引では、三井が「加作」宛振り出した手形五〇貫（二月二日）、「竹川」宛手形四〇貫（同日）、「越善」宛手形四〇〇貫（六月一日）、「炭安」宛手形七七一四兩二分二朱（六月二九日）をいずれも米伊へ預けている点特徴的である。これらの内、最初の二月一二日に合計九〇貫の手形を振り出した上で米伊に預ける操作を行ったのは、同じ一二日に三井が米伊宛ての一五〇貫手形を「唐津」、八〇貫手形を「小昌」なる相手にそれぞれ渡す必要があったにもかかわらず、米伊への預け残高が一六二貫余しかなく、そのままでは米伊宛ての手形振出が出来なかったことへの対策であったと思われる。同様なことは、六月の二つのケースについても指摘できそうであり、米伊との差引ではしばしば預け高不足が生じ、それを他の差引先からの資金廻送によって補填していることが窺える。そのことは、逆に見れば、米伊宛ての手形を三井から振り出してほしくて手形が持ち込まれた場合、持ち込まれた手形を三井は内容によって選別して一部は米伊に預けるけれども全てを米伊に預けるとは限らないこと、米伊の場合はとくに持ち込まれた手形を他へ廻す場合が多く、預け高に不足を来すことが多かったことを意味している。

さらに、越後屋善太郎（越善）の場合は、商人その他が中小両替商宛に振り出した手形を三井が入手して越善に廻し

ているケースが多い。例えば、正月一四日には次ぎの七口の「外手形」(計四五二匁七五)を預けている。

九十六匁	池九	越善
五十二匁五分	日徳五	米喜八
四十五匁	日作介	米長
六十匁二分五厘	八荷定	米分
九十六匁	布儀介	銭宗
五十二匁	日久助	米長
五十一匁	和泉治	米長兵衛

ここに出てくる下段の人々は、越後屋善太郎はもちろんのこと、米屋喜八、米屋長兵衛、米屋分兵衛、銭屋宗兵衛は、いずれも両替商なので、上段の商人が取引先の両替商宛に振り出した手形が、三井のところに持ち込まれ、三井はそれを越善に廻しているものと思われる。これらの手形はいずれも小額であるが、次に示す五月九日の「外手形」四口は、計二一貫四〇匁とやや大きい金額であり、しかも両替商と思われるもの同士で振り出された手形である。

五貫二六〇匁	伊賀店振	炭安宛
二貫六三〇匁	紙忠振	加作宛
七貫八九〇匁	平惣振	平久宛
五貫二六〇匁	高弥振	米伊宛

これらの手形がどのようなルートを経て三井に持ち込まれたかは直接には分からないが、後に検討するように三井が越善宛てに振り出した手形の渡し先は、金額で見ると八〇%台が表1に掲げた七軒の両替商であることから見て、それらの有力両替商から三井を経て越善に廻された手形が多かったものと推察される。それと同時に、渡し先の上位には「泉吉」（＝泉屋吉次郎）、「加久」（＝加嶋屋久右衛門）、「近半」（＝近江屋半治郎）、「銭忠」（＝銭屋忠兵衛）、「鴻与三」（＝鴻池与三吉）、「近猶」（＝近江屋猶治郎）なども名を連ねており、それらの両替商等もまた三井へ手形を持ちこんで越善宛ての手形を受け取っていた。さらに、三井から越善に預けた「外手形」の記載の中には、「越善預」と記されたものが二〇件ほどあり、銀換算で合計二四〇四貫弱になる。これが何を意味するかを示す史料はないが、他の「外手形」が三井を介して越善に廻されたのに対し、もともと越善が預かった手形を三井との差引に廻したものと思われる。それを加えた預け額の枠内で三井は越善宛の手形を振り出しているのである。前述のように越後屋善太郎は三井大坂両替店に勤めていた中村＝角田善太郎が独立後開設した両替店であり、三井と異なり商人との直接取引も行っていたようである。たまたま残されていた『文政十二年 手形控 越善』という史料⁽¹⁰⁾によると、一八三〇年（文政一三）前半期に越後屋善太郎が日々扱った小口の手形は合計すると一七五四貫六〇七匁の巨額にのぼり、第3表に記した一八五〇年代に三井から越善に預け入れた手形金額に比べて桁違いに多い。三井との差引は越善の手形差引・取引の一部分だったと見てよからう。越善は、三井両替店の子両替として、それら商人関係の手形の決済に当たったものと思われる。

三井が取引先の両替商に預けた「外手形」については、一八六六年の手形帳にはその個々の内容が必ずしも全て記されていないため、統計的に手形の種類を確定することは出来ないが、事例として取り上げ得るものから見る限り、三井は両替商が相互に振り出したかなり大口の手形を預かり、それらを取引先の炭屋安兵衛を始めとする有力両替商に預ける役割を果たすとともに、商人が中小両替商に宛てた小口の手形を受け取って取引先の越後屋善太郎その他の両替商に

預けていたことが窺える¹¹⁾。一般商人が三井大坂両替店に対して手形を振り出し、それが三井両替店に廻ってくるケースは見られず、三井両替店はその意味では、越後屋善太郎が大坂の商人に対して行った手形サービスや後述する鴻池重太郎が貝塚の廣海家その他に対して行ったような商人相手の固有の手形サービスを実行してはいなかったようである。

(1) 黒羽兵治郎編『大阪商業史料集成』第四輯（大阪商科大学経済研究所、一九三八年）二四頁。

(2) 松好貞夫『日本両替金融史論』（一九三二年、復刻版、柏書房、一九六五年）一四六―一四七頁にもそのまま引用されているが説明はない。この一文の理解の仕方については、鹿野嘉昭「江戸期大坂における両替商の金融機能をめぐって」（同志社大学『経済学論叢』五二巻二号、二〇〇〇年）三三―三七頁の説明が参考になる。ただ、そこでの説明の特徴は、鴻池善右衛門（鴻善）が単独で炭安・炭彦・殿村らの兄両替であり両替商仲間の中央機関の役割を演じているとする引用文を修正して、他の「十人両替もしくはそれと同格の大手本両替」が鴻善と同様な頂点的役割を演じているとした点にあるが、「十人両替」に属したことがあり、一八五七年当時のランキングで「大関」として最上位に並ぶ炭屋安兵衛や鴻池庄兵衛、あるいは「関脇」の炭屋彦太郎などよりも上位に位置する頂点の「大手本両替」たちとは誰と誰を指すのであろうか。少なくとも幕末の実態としては、本節で見るように三井や炭安レベルの両替商間の横断的市場での差引によって債権が確定することが多かったのではあるまいか。この点を具体的に究明するためには、鴻池善右衛門店を含めた手形市場の階層構造の頂点部分を検討しなければならぬが、ここでは残念ながらその余裕がない。

(3) 飯淵敬太郎『日本信用体系前史』（学生書房、一九四八年）は、この回顧談によりつつ、大小両替の依存関係による「若干の大両替を頭部とする集中的な縦の関係」と「同格の両替相互間の取引関係」による「横に交錯せられ」た関係との存在を指摘している（七二頁）。本両替の間での具体的な振手形の流通に関する最近の研究としては、中川すがね「大坂本両替仲間の組織と機能」（久留島浩・吉田伸之『近世の社会的権力』山川出版社、一九九六年）がある。

(4) 『慶応元年九月吉日 手形帳 三井店』（三井文庫所蔵史料 追六九）。金額は符牒で記されていることが多いが、ここ

では数字に直して引用してある。

- (5) 『慶応元年丑七月 大福帳 三井元之助』(三井文庫所蔵史料 統一〇四三)。
- (6) この点については、別稿を用意しているが、とりあえず、石井寛治『近代日本金融史序説』(東京大学出版会、一九九九年)一七四・一九〇頁を参照。
- (7) 『慶応貳年正月 京江戸別通之控 三井元之助』(三井文庫所蔵史料 別三七三)。
- (8) 『慶応元年九月吉日 手形帳 三井店』(三井文庫所蔵史料 追六九)。
- (9) 同右(三井文庫所蔵史料 追六九)。
- (10) 三井文庫所蔵史料 続八一
- (11) 『嘉永七年五月 手形帳 三井店』(三井文庫所蔵史料 続八四六)には、三井店へ廻ってきた「外手形」の宛先の両替商名がきちんと記されている。一八五五年(安政二)前半期の「外手形」四五八枚の宛先両替商一一五店について見ると、三井から越善へ預けた手形の宛先は八一店、加作への分は四五店、鴻庄・米伊分は各二四店、竹川分は二一店、炭安分は一一店と多岐に亘っているが、宛先両替商と三井からの預け先の関係は必ずしも固定的ではなく、錢屋忠兵衛宛の手形のように三井から前記両替商六店全てにそれぞれ預けている事例もある。しかし、「米長」、「米嘉」、「米分」、「米与」、「米小」宛の手形の多くが米屋伊太郎に預けられているように緩い固定的関係があったことも事実であり、宛先両替商八九店については、その手形の預け先は一一二店に限られていた。この点は、半年間よりももう少し対象期間を長く取って分析する必要があり、六〇年代との違いもあるので参考として記しておくことにする。

3 三井大坂両替店による振出手形

他方、これらの両替商に対して三井大坂両替店はすでに見たように盛んに手形を振り出した。というよりも、三井による前記七軒の両替商宛の手形振出を求める要求が先にあつて、前述のように「外手形」が三井へ預け入れられる場合

が多かったと言うべきであろう。一八六七年(慶応三)のものと思われる鴻池屋庄兵衛宛に三井が振り出した手形を例示すると次ぎの通りである。⁽¹⁾

卯四番 覚

一 銀拾貳貫三百七拾四匁七分四厘

右槩請取申候 此手形ヲ以差引可申候以上

卯二月九日

三井元之助代

清水覚次郎 印

吹田四郎兵衛印

鴻池屋庄兵衛殿

両替商の間のやりとりに固有の「差引」という用語が使われている。一八六六年前半期に三井が炭安宛に振り出した一三七枚の手形は、六四箇所へと渡されており、多いのは越後屋善太郎への二二枚、炭屋安兵衛二〇枚、錢屋忠三郎六枚、相庭所四枚、銅座三枚、竹川彦太郎三枚、米屋伊太郎三枚、といった具合であり、両替商に対してだけでなく、幕府御用のためにも手形が振り出されていることが判明する。⁽²⁾炭安宛に振り出した手形の中には一枚だけであるが、

二月七日 入 三百貫目 鴻善渡

と、大坂最大の両替商鴻池善右衛門に渡した三〇〇貫という大口の手形もある。鴻善については、いまひとつ『手形

帳』に、一八六六年（慶応二）「正月十八日 入金三千六百八拾九両壹朱 炭安渡」とあるものが、同年の『両替手形押切帳』には「寅正月十八日 一金三千六百八拾九両壹朱 寅六鴻善渡」と記された上で、消印が押されているものがあり、三井が炭安宛てに振り出した寅年第六号の大口手形が、炭安を経てその日のうちに鴻善まで廻って行き、用済みとなって三井のところへ戻されたケースもあつたことが分かる。もつとも、そうした例はあまり多くない。一八六六年（慶応二）に作成された二冊の『両替手形押切帳』³の内、残存する一冊には炭安宛てと越善宛ての振出手形の記載しかないが、手形が鴻善まで廻って行ったケースはこの一件だけである。このことは、先に引用した『大阪昔時の信用制度』に描かれている鴻池善右衛門の中央銀行を思わせる単独での頂点的位置付けが少なくとも幕末時点では当てはまらないことを示唆している。そこで、三井大坂両替店が前記七軒の両替商に宛てて振り出した手形の渡し先を第4表によつて検討しよう。

この表は宛先毎に渡し先を分類して集計したもので、合計六七二枚の手形の内、一五八枚が七軒に渡されている。枚数で見ると七軒の比重は二四%弱に過ぎないが、金額で見ると、合計四万五七三〇貫の内、七軒に渡された手形の分は三万一〇一三貫と六八%に達している。このことは、七軒宛に振り出された手形の内、それら七軒に渡される分は、その他の両替商等に渡されるものよりもはるかに大口だったことを意味しており、事実、平均すると七軒へ渡された手形は一九六貫（〓二一七八両）であつて、その他へ渡された手形の平均値二九貫（〓三三二両）の七倍近い。三井を結節点とする手形差引の中心内容は、第1表で見たような七軒がそれぞれ入手した平均一〇一貫（〓一一二二両）の手形を三井のところに持ち込み、三井の手で七軒のどこか然るべきところに預けてもらう代りに、七軒のうちの何れか必要とするところに宛てた平均一九六貫という大口手形を三井から振り出して渡してもらうことであつたと言えよう。

もちろん七軒以外のものへ渡された手形の中には、前述した鴻池善右衛門に渡された三〇〇貫のような大口手形も混

第4表 三井大坂両替店の振出手形渡し先（1866年・慶応2・前期）

渡し先 宛先	炭安	越善	米伊	加作	鴻庄	鴻重	竹彦	小計	その他	合計
炭安 (炭屋安兵衛)	<19> 10,106	<22> 2,981	<3> 966		<1> 180	<1> 270	<3> 81	<49> 14,585	<88> 8,644	<137> 23,229
越善 (越後屋善太郎)	<11> 1,544	<43> 4,380	<3> 2,190	<2> 29	<2> 530	<2> 315	<1> 300	<64> 9,288	<265> 2,081	<329> 11,369
米伊 (米屋伊太郎)	<6> 1,467	<1> 315	<2> 405	<1> 20		<1> 225	<1> 360	<12> 2,792	<31> 2,283	<43> 5,074
加作 (加島屋作次郎)	<1> 180	<6> 164	<5> 295	<3> 760				<15> 1,398	<88> 570	<103> 1,968
鴻庄 (鴻池庄兵衛)	<1> 100	<3> 1,061	<2> 330					<6> 1,491	<14> 425	<20> 1,916
鴻重 (鴻池重太郎)	<2> 800	<2> 1		<1> 1	<2> 1	<1> 7		<8> 810	<17> 381	<25> 1,190
竹彦 (竹川彦太郎)	<1> 126	<1> 70	<1> 40				<1> 414	<4> 650	<11> 334	<15> 984
計	<41> 14,323	<78> 8,971	<16> 4,226	<7> 810	<5> 711	<5> 817	<6> 1,155	<158> 31,013	<514> 14,717	<672> 45,730

出所) 『慶応元年九月吉日 手形帳 三井店』(三井文庫所蔵史料 追69)。

備考) 上段〈 〉は手形枚数、下段は銀換算した金額。貫未満は四捨五入。

じっていた。三井や前記七軒の両替商とほぼ格別の有力両替商では、炭屋彦五郎が炭安宛二〇〇〇両手形を、近江屋猶之助が炭安宛五〇〇〇両手形を、銭屋忠三郎がいずれも炭安宛の一万両・三三〇〇両・四八〇〇両の手形を、近江屋半次郎が炭安宛四〇〇〇両手形と越善宛二〇〇〇両手形を、それぞれ三井から振り出してもらい受け取っている。そのためには、彼等もさまざまな手形を三井に預け、三井はその内容によって七軒のうちの然るべきところへ預けているはずである。そうした大口手形の対極には、無数の中小規模の手形があり、その中には三井が住友とともに御用を勤める銅座への支払いや、相庭所への支払い、あるいは豊鳴町を初めとする町々への支払い、さらには賄方関係の支払いなどを三井が行うために振り出したものが含まれていた。

こうした両替商同士の手形のやり取りの背後にどのような商取引があり、その決済にさいして振り出される手形に関連して両替商同士でどのように手形

が振り出され、それらが何故三井両替店の手に廻ってくるのか、さらに、それらの決済のネットワークの中で三井の果たす役割が何であるかは、以上の検討ではまだ十分には分かったとは言えない。しかし、おそらく三井大坂両替店は、一方では江戸や京との間の為替取引や幕府・諸藩の御用あるいは金銀両替業務などのために手形市場を利用しながら、他方では炭安・米伊・加作・鴻庄・鴻重・竹彦・越善とその他の両替商を相互に結びつけ、商人の振り出した中小両替商宛手形をとくに越善に廻すことによって、大坂における手形決済システムの一つの重要な結節点の役割を果たしていたのであろう。

(1) 「振手形 五枚 元治元年」(三井文庫所蔵史料 続四六七―一)。越後屋善太郎宛の子年の四枚は元治元子年のものと思われるが、引用した鴻池屋庄兵衛宛の卯年の一枚は慶応三卯年のものと推定される。

(2) 『慶応元年九月 手形帳』(三井文庫所蔵史料 追六九)。なお、『慶応二年 両替手形押切帳』(三井文庫所蔵史料 追七四)も参照。

(3) 『安政三年五月 帳面録』(三井文庫所蔵史料 別一三二)。同史料の「五十四 両替手形押切帳口々」には、「相記候節、鴻庄、加作、越善、竹川、米伊、炭安、夫々名前相記シ可申事」とあり、「慶応二年寅正月 二冊」「慶応三丁卯年 壹冊」「慶応四戊辰年 一冊」「明治三庚午年 壹冊」「明治三庚午年 省府司局」「明治四未六月」の合計七冊が作成されることが記されているが、残存しているのは最初と最後の二冊だけである。

4 両替商の破綻と三井大坂両替店

以上述べたことから、三井大坂両替店の活動が大坂の手形市場に立脚する両替商の階層的・横断的構成との繋がりがなしには成り立たなかったことは明らかであろう。そうだとすると、一八六八年(明治元)一月三四日の鳥羽・伏見の

戦いから五月九日の銀目廃止令発布にかけての過程で、最有力の両替商の一つで三井の最大の差引相手である炭安（炭屋安兵衛）が破綻したことは、三井の活動にも大きな打撃を与えたに違いない。鳥羽・伏見の戦いの余波が収まって大坂の三井両替店が「大戸開キ常体取引」を再開したのが一月一七日であったのに対し、炭安は逆に一月二六日から「休業」に追い込まれた。鳥羽・伏見の戦いをもたらした政治的激動のなかでの両替商の「休店」は、炭安だけでなく従来想定されていたよりもはるかに多かつた。同年一月二八日付けの大坂三井両替店支配人が京・江戸支配人に宛てた書状は次のように記している。⁽¹⁾

一筆致啓上候 然者当地両替向昨今追々俄ニ休店相成候方

長田作次郎様／炭屋安兵衛様／炭屋彦五郎／炭屋与三郎／国分屋弥兵衛／小橋屋彦九郎／大文字屋弥兵衛／丹波屋忠兵衛／炭屋万兵衛／紀国屋正三郎

右之外小両替追々致休店扱々險敷次第罷在候 店表取引先も御座候得共先以程克取入掛合致居候儀ニ御座候 此段為御尋申入候 先ハ右之段得御意度如此御座候已上

正月二十八日

大坂支配人

京江戸支配人宛

猶以休店左ニ

松屋伊兵衛／近江屋半次郎／近江屋専助／加賀屋林兵衛／淡路屋権四郎／播磨屋忠兵衛／錢屋佐一郎／谷屋清兵衛／竹川彦太郎／和泉屋三郎兵衛／毛馬屋茂兵衛／伊賀屋庄三郎／近江屋権兵衛／綿屋儀兵衛／大坂屋弥三郎

また、右に引用した書状から間もない時点で記された平野屋武兵衛「慶応四辰年日記」⁽²⁾の二月九日の欄には、「両替

取引為替無差支可致御触出ル 此節表^レ候両替屋の名前左之通ひかへ置」として、「十人方ニて、炭安・炭彦・松伊^レ三軒」と記した後に、次の「^レ武拾二軒」をリストアップしている。三井店の書状の名前と重複しない者については括弧で名前または店舗所在地を示しておく。

竹彦 加嶋作次 伊丹久(呉ふく丁) 節庄(節屋庄右衛門) 炭与三 近半 灰平(灰屋平右衛門) 炭万 毛馬茂
坂伊(七郎右衛門丁) 池甚(木挽町) 近卯(近江屋卯八) 近仙(専?) 米武(米屋武右衛門) 大和伊(南瓦屋丁
ノ二丁目) 加賀林 国弥 小彦 天利(天王寺屋利助) 銭万(銭屋万兵衛?) 伊賀庄 丹忠

これらの中には、炭屋安兵衛のように後日一時的ながら営業を再開したものもあるし、銭屋佐一郎に至っては後述するように再開後両替商として大いに活躍してみずから銀行を設立しているが、多くの両替商は数ヵ月後の銀目廃止令を待つことなく閉店に追い込まれ、銀目廃止令によって最終的な止めを刺されたようである。三井大坂両替店の五月十日の日記⁽³⁾には、前日に出された銀目廃止令について次のように記している。

此度丁銀豆板銀共通用停止被仰出昨夜御触在之 右ニ付今日相庭相立不申 両替屋一同昨夜より今日引続種々評議在之
銀手形是迄取引之仕舞相付不申 人氣大惑乱 諸商人も皆々今日評議在之いつ連も休業之由 相庭立会不申故正金買入出
来不申 店表迎も大意ニ差支当惑罷在候事

停止令による両替商の当惑振りと対策を巡る協議については記されているが、両替商への取り付け騒ぎの様子は何故

か記されていない。取り付けがあったとしても長期にわたる散漫な形でのものだったのかも知れない。この点についての従来の研究は、吉岡源七『両替商沿革史』（大阪両替商組合、一九〇三年）が、「空手形の通用盛なりしが、明治元年五月丁銀廃止の時に至りて、其振出し置たる手形を払ふ能はずして閉店を為したるもの三四十軒もありたり」と述べ、主な閉店事例として近江屋猶之助、近江屋半次郎、炭屋安兵衛、炭屋彦五郎、松屋伊兵衛を挙げた叙述に依拠していたが、銀目廃止令は両替商倒産の「最初」の契機ではなく、むしろ「最後」の契機の一つであったとみるべきであろう。大坂両替商の破綻は、より広い歴史的コンテクストのなかで把握されなければならない。

三井の書状で「店表取引先」とされているのは、トップに「様」付けて別格扱いされている（加島屋）長田作次郎と炭屋安兵衛、および、追記にある竹川彦太郎のことであろう。三井両替店が「程克取入掛合致居候」と記していることから見て、先に見た手形差引のさいに発生した貸借関係の決済のために交渉した結果、最大手の差引先である炭屋安兵衛に対して三井は資金援助を余儀なくされた。すなわち、四月一三日に漸く営業を再開した炭安は、その前日に三井から銀一〇〇〇貫を、月一・四%利、新田・家質証文引当で、辰八月まで借り出しており、炭安は五月九日の銀目廃止令の前にすでに資金難に陥っていた。そして三井の援助の甲斐もなく、炭安は銀目廃止令の結果最終的な閉店を余儀なくされるのである。三井に対して炭安は同年一〇月七日に三一七貫五〇〇匁を返済したが、残りの六八二貫五〇〇匁（三五〇〇匁）の返済は滞り、七三年（明治六）までは利息払いの記録はあるが、その後元本が戻ったかどうかは確認できない⁸。また、加島屋長田作次郎については、二月晦日の日記録に「加嶋作次郎方今日より開店被致候事」と記されているけれども、当主の作次郎は同年一月に死去しており、三井への長期にわたる年賦返済が翌一八六九年（明治二）限りで停止していること、六九年（明治二）二月から加島屋さく名義で家屋敷と家質証文引当により三井から借り受けた五〇〇〇匁についての返済記録が同年七月で途絶えていることから見て、いったん再開したものの翌年には破綻したよ

うである。⁹⁾さらに、竹川彦太郎の場合は、六八年に休業してからの負債返済訴訟の一環として両替商小橋屋彦九郎へ差し出した金三四〇〇両と銀四六一貫一六〇匁(二一〇〇両)の六九年(明治二)八月付けの借用証文などが残されていることから、営業の再開は出来なかったものと思われる。¹⁰⁾なお、ここで引用した書状において休店したと報告されている両替商の中に、後述する貝塚方面の商人・両替商との取引が多い小橋屋彦九郎・播磨屋忠兵衛・近江屋半次郎らが名前を連ねていることを予め指摘しておきたい。

炭屋安兵衛らの差引先を失った三井大坂両替店は、しかし、新たな手形差引先を見出すことに成功した。明治期の手形帳は残存していないが、『明治四年辛未六月吉日 両替手形押切控』¹¹⁾という史料が残っており、また、若干の手形の実物も残存していて、一八七三年(明治六)にかけて三井が振り出した手形の実態が判明する。ここには、第5表として、「油善」(油屋高木善兵衛)と「米屋」(米屋復平)に宛てて三井が一八七二〜七三年に振り出した手形の枚数と金額を月ごとに示した。

幕末まで三井と手形の差引を恒常的に行ってきた七軒の両替商のうち、炭屋白山安兵衛(炭安)・加島屋長田作次郎(加作)・竹川彦太郎(竹彦)の三軒が前述のように一八六八年(明治一)中に相前後して破綻への道を辿ったのに対して、鴻池屋中原庄兵衛(鴻庄)と米屋殿村伊太郎(米伊)はその後も存続して、九二年(明治二五)当時の大阪長者番付でも上位にランクされているが、¹²⁾今問題としている七一年(明治四)にはもはや三井と恒常的に手形差引を行う相手ではなくなっていた。また、鴻池屋井上重太郎(鴻重)は後述するように七六年(明治九)まで両替商として活動しており、七二年段階で東京への為替取引についての三井両替店の最大の利用者であるが、¹⁴⁾幕末のような三井との恒常的な手形差引関係は解消している。幕末の三井取引先の両替商のうちでは、越後屋善太郎(越善)の跡を継ぐ越後屋重太郎(越重)が『両替手形押切控』に記載されているとはいえず、¹⁵⁾越重との差引は七一年(明治四)九月から翌年正月にかけ

第5表 三井大坂両替店の手形振出

年 月	油屋善兵衛宛		米屋復平宛		計
1872. 1 (明治5) 2	51,089円(20)	103,098貫文(29)	108,143円(24)		167,479円
3	24,277 (8)	1,375 (13)	32,921 (8)		57,308
4	37,753 (8)	2,858 (39)	51,922 (16)		89,904
5	3,735 (3)	119 (3)	—		3,745
6	10,800 (6)	1,107 (28)	12,710 (7)		23,599
7	3,500 (2)	75 (3)	—		3,506
8	200 (1)	392 (9)	250 (1)		481
9	8,100 (4)	112 (3)	24,500 (3)		32,609
10	592 (2)	269 (13)	9,835 (3)		10,449
11	7,180 (7)	226 (10)	19,000 (3)		26,198
12	6,275 (17)	34 (4)	52,875 (18)		59,153
1873. 1	750 (4)	95 (4)	9,000 (4)		9,758
(明治6) 2	21,100 (22)	143 (4)	13,465 (7)		34,576
3	77,950 (20)	197 (10)	500 (2)		78,466
4	42,680 (13)	102 (5)	26,000 (4)		68,688
5	16,175 (7)	128 (8)	—		16,185
6	9,786 (13)	78 (2)	—		9,792
7	16,155 (11)	28 (3)	—		16,157
8	52,049 (18)	—	—		52,049
9	25 (2)	—	—		25
	—	—	—		—

出所) 『明治四年六月吉日 両替手形押切帳 三井店』(三井文庫所蔵史料 追75)。

備考) (1) 銭10貫文=銅貨80銭とあり、計はそれによるもの。

(2) () は振出枚数。

て、次に示す事例⁽¹⁶⁾を最後とする三回のみである。越後屋角田善太郎については、六九年(明治二)正月に三井から一万三四〇〇両を月利一・五%で緊急融資して経営危機に対処したが返済が滞り、七〇年(明治三)七月に差引一万七九〇〇両の清算をしているが⁽¹⁷⁾、七一年(明治四)中に、紀州藩・唐津藩への融資分を含めて親両替三井の手で不良債権

の処理が行われている⁽¹⁸⁾。越後屋重太郎名義で再起を図ろうとしたが挫折したものと見てよからう。

① 三番 覚

一正金 千三百三拾八兩三分也

右髓請取申候 此手形を以差引可申候 以上

申正月六日

三井元之助代

清水覚次郎印

西村寅次郎印

越後屋重太郎殿

それ故、三井では必要に応じて新たに手形を振り出すことのできる相手を見つけないならなかった。もちろん両替商同士が手形の差引を行う必要性は、幕末までとは大きく異なっていた。銀目廃止が両替商に与えた打撃は通説の指摘するようなものではなかったにしても、金銀両替がなくなったことは存続できた両替商にとっての重要業務の一つが消滅したことを意味し、その限りでは互いの手形差引の必要性を減じた可能性があるろう。しかし、商人の振り出す手形の決済や為替業務の円滑な遂行のためには、両替商間での手形の差引は不可欠であった。三井が見出した新たな差引先の一人である米屋復平は、米屋一族の米屋殿村伊太郎とどこかで繋がっているものと思われるが、詳しい関係は今のところ不明である。米屋復平宛ての手形の振出については、前掲『両替手形押切控』には、一八七二年（明治四）七月一七日付けで三井が油善宛に振り出して「沼田」へ渡した三三〇両の手形（未一五三番）が初出である。同年内に三二七

番までの手形が振り出されているから、遅くとも同年一月からは手形振出が行われていたと見てよい。ここでは、事例②として同年一〇月二十九日のものを示そう。

② 式百六十八 覚

一金 四千両也 但正金

右髓請取申候 此手形を以差引可申候 以上

未十月二十九日 三井元之助代

清水覚次郎印

西村寅次郎印

米屋復平殿

「此手形を以差引可申候」と記されており、裏面に「十一月二日 山口」とあることから、渡し先の布屋山口吉郎兵衛から数日後に米屋に向けて決済に来たことが分かる。この米屋復平との差引は七二年中も金額的には油屋善兵衛との差引よりも盛んであったが、七一年に比べると振出枚数が大幅に減少し、何故か七三年（明治六）三月限りで終わっている。

これに対して、油屋高木善兵衛（油善）宛ての振出は、一八七三年（明治六）七月まで盛んに行われた。油善は歴史の古い両替商で、一八三八年（天保九）の番付では天王寺屋五兵衛・三井元之助と並ぶ「頭取」として別格の扱いを受けている。三井と油善との恒常的な差引関係の開始時点ははっきりしない。前掲『両替手形押切控』には、一八七一年

(明治四) 七月一七日付けで三井が油善宛に振り出して「小蒸丸清次郎」へ渡した九〇貫の手形(未五一九番)が初出で、同年内に一四〇三番までの手形が振り出されているから、同年前半に手形振出がなされていたことは確実である。さらに、一八七〇年(明治三) 一月二八日付けで三井が振り出した油善宛て手形の現物が¹⁹⁾あり、「午六百拾壹」番と記されていることから判断すると、七〇年中のどこかで差引が開始された可能性が高い。なお、三井大坂両替店の「当座口」の記録には、七〇年(明治三) 一〇月二日に油善が道修町五丁目の沽券状一通を引当として預けたと記されているから、三井との関係がその時点で密接なものだった事も明らかである。²⁰⁾しかし、油善との差引関係も七三年八月五日に事例③の手形を振り出したのを最後に突然終了する。

③ 式百三十五 覚

一金 式拾円五拾六錢三厘也 但銅貨

右通帳之内ヲ以 御渡可被成候也

明治六年八月五日 三 定次郎

新三郎

高木善兵衛殿

ここで確認しておくべきことは、三井の油善宛て手形の振出額が、七三年(明治六) 六月には前月よりも多く、七月にはさらに増加しており、七三年六月の印紙税施行という新規課税による影響は全く認められないという事実である。これは、京都において、この時の印紙税の賦課が契機となって手形の流通が無くなっていったこと²¹⁾と明確なコントラス

トをなしている。残されている油善宛ての手形の実物を見ていくと、七三年六月以降のものには印紙が貼られるようになるのである。⁽²²⁾ 三井文庫には『明治六年第九月 振出シ手形枚数記』⁽²³⁾ という帳簿が残されており、九月一日に「出納当手形一〇〇枚、無当手形一〇〇枚、油善手形五〇枚」が入手され、七日までにそれぞれ九七枚、九八枚、三枚使つたと記録されているから、少なくとも三井両替店としては七三年八月以降も油善との手形差引を継続する意向があったことになる。油屋高木善兵衛の両替店としての活動もその後長く継続しており、三井と油善との取引が突然なくなったのは、一八七二年（明治五）十一月の東京両替店、七三年四月の京都両替店に続いて、七三年（明治六）八月に大坂両替店そのものが三井組の御用所組織に吸収され消滅した結果に他ならない。⁽²⁵⁾

最終段階の三井大坂両替店は、すでに指摘されているように、一八七〇年（明治三）七月の「両替店規則」制定からは、従来の「延為替」名義による貸付や「家質貸」を廃止して、「並合貸」（＝商品担保金融）という新しい融資を新興商人に向かつて行い始めており、⁽²⁶⁾ その動きは三井組御用所へと引き継がれて行くのである。これらの点は、ここでは検討する余裕がなかった、両替商による預り手形の発行為一八七二年（明治五）十一月公布の国立銀行条例第二二条によって禁止された問題⁽²⁷⁾ や、三井組の御用所組織の活動内容の問題⁽²⁸⁾ などを含めて、さらに実証を深めなければならない。

- (1) 『慶応四年 京江戸別通控 三井元之助』（三井文庫所蔵史料 別三八三）。なお、追記の部分に鴻池屋重太郎の名前があるが、線で消してあるので引用しなかった。三井大坂両替店の報告が決して大袈裟なものでないことを示すために、近江商人丁子屋小林吟右衛門の京店が江戸店に送った書状（慶応四年二月一日着）もまた、「大坂両替方竹川初炭彦炭安近半二十八軒斗閉店被成候付 小両かへ共六十軒斗甚不融通ニ御座候 御地も色々噂御心配御座候趣承知仕候」（小林家文書二六〇二）と述べていることも指摘しておく。

- (2) 脇田修・中川すがね編『幕末維新大阪町人記録』（清文堂出版、一九九四年）一八九頁。
- (3) 『慶応四年正月 日記録 三井店』（三井文庫所蔵史料 本一〇七）。
- (4) ここでは、黒羽兵治郎編『大阪商業史料集成』第三輯（大阪商科大学経済研究所、一九三七年）一一九頁から引用。
- (5) 作道洋太郎掲『日本貨幣金融史の研究』三〇一頁。
- (6) 廃藩置県に伴う大阪への年貢米廻送の廃止と大名貸回収の困難化、さらに、国立銀行条例の発布や印紙税の賦課に伴う両替商活動への規制なども考慮しなければならない。さらに、歴史的には、かつて新保博氏が鋭く指摘されたように、一九世紀初頭以降明確化した「独占的・特権的な大坂問屋を中心とする商品流通機構・信用関係の解体」こそが、「両替商衰退の最大の理由」なのであって、銀目廃止の影響もそうした動きと結びつけて理解すべきであろう（新保博「徳川時代の信用制度についての一試論―両替商金融を中心として―」（神戸大学経済学研究）第三号、一九五六年）。
- (7) 『慶応四年正月 日記録 三井店』（三井文庫所蔵史料 本一〇七）。
- (8) 『慶応三年正月 究帳 三井店』（三井文庫所蔵史料 続七八六）、『慶応三年九月 加入附込帳』（三井文庫所蔵史料 続八一三）。ただし、炭安のような有力両替はすぐに消滅することはなく、再開後一年あまりはどうか為替業務を行っている。江戸本両替の播磨屋中井新右門家の『明治二年日記』（国立史料館所蔵 中井家文書二六U一五八）によれば、炭安は六九年（明治二）一月六日に御三家のひとつの田安家に納める為替金を大坂から江戸の中井両替店宛てに送ったが、期日になっても「御為替代り金」（江戸で中井家を取り立てることのできる逆為替取組）がないため、中井では田安家に暫く納金を猶予してもらい炭安へ問い合わせた結果、漸く一月一日に田安家に為替金を納入できた。再開したといえスムーズに為替決済ができていないことが分かる。同年一〇月には、八月末に中井店から炭安宛に送った灘酒造家たちへの送金の過半に当たる三〇〇〇両が炭安から支払われていない事実が判明し、江戸の両替商の寄合は大騒ぎになった。この時は老舗炭安の名前を汚さぬようにとの配慮から、中井家の辣腕の手代が横浜から蒸気船で大坂へ駆け付け、炭安に代わって金札を配り事無きを得た。炭安手代による弁明は、増加した大名貸が返って来ない上、新政府から

の融通金が急遽引き上げられたための資金ショートだというものであったが、東京から駆けつけた中井手代の行動に対しては「案外の様子」で、当主安兵衛もなかなか「対面」しなかった緊張感の欠如こそが炭安の末期症状を示している。金銀両替からの収益がなくなったことを踏まえた健全経営での再建に炭安は失敗したといえよう。

- (9) 『慶応四年正月 日記録 三井店』（三井文庫所蔵史料 本一〇七）。その前日の二十九日の欄には、「加嶋屋作次郎方先頃より休店之処明日より開店可致間是迄之通取引頼ニ参り候事」と、加嶋屋側から三井に対して従来通りの緊密な取引関係の再開を希望してきたことが記されている。加嶋屋系統では、同年一月二四日に本家作兵衛家の隠居作右衛門が没し、続いて一月二六日には分家作次郎家で前年襲名したばかりの若旦那作次郎（益三郎）が死去するという不幸に襲われた。作次郎の本葬は、二月晦日の再開店後の三月一二日に行われたが、その後の作次郎家の経営再建は出来なかった。長田作兵衛家と長田作五郎家も同様に三井の支援を受けており（『慶応三年正月 究帳 三井店』三井文庫所蔵史料 続七八六）、長田作五郎は七一年前期に活動していることが確認でき（『明治四年 大福帳』三井文庫所蔵史料 続一〇三二）、長田作兵衛は陸軍省や府県為替方に進出し、商社活動も試みるなど新たな活路を模索するが、結局は失敗に終わった。一八七五年六月末の三井大阪御用所の貸付金調査では、長田作兵衛と長田作五郎への貸付は回収困難な「無利貸」に分類されている（石井寛治『近代日本金融史序説』東京大学出版会、一九九九年、一三七頁）。かつては三井・鴻池と並ぶ巨商とされた長田作兵衛（本家）と同作五郎・作次郎の二分家の明治初年における没落過程については、千田稔「藩債処分と商人資本 長田家の場合」（『経営史学』一五巻一号、一九八〇年）が国立史料館所蔵の長田家文書によりつつ検討を行っている。ただ、分家作之助（作次郎の幼名）が休業に追い込まれた経緯については、『両替商沿革史』によって「銀目廃止の影響」とするのみで、「取付けに直面したのか」は不明としており、銀目廃止以前に休業し、当主が死去し、再開後破綻した経緯については述べていない。加作から三井への長期にわたる年賦返済については、本節第一項の注（10）参照。
- (10) 『旧大阪本両替仲間竹川彦太郎廃店整理ニツキ差入証文 小橋彦九郎宛』（三井文庫所蔵史料 参考図書D六五四―三〇）。証文の中に、「勢州本家俱ニ連判可仕之所勢州之儀も大借ニ而当時仕法中」という文言があり、伊勢の本家にも支援

能力がないことが明らかである。また、江戸両替商中井家の『慶応四年 日記』（国立史料館所蔵 中井家文書二六〇―五七）の一月一八日の項には、「竹川彦太郎義去十六日休業仕候旨申出候」とあり、江戸店も休業に追い込まれた。なお、証文の差出先の小橋屋彦九郎自身も結局破綻することになった模様である。

(11) 三井文庫所蔵史料 追七五

(12) 三井文庫所蔵史料 続六八九

(13) 大阪市編『明治大正大阪市史』（日本評論社、一九三四年）八八頁。

(14) この点については、前掲別稿「維新时期東京の国内為替取引―両替商と為替会社―」参照。

(15) 越後屋善太郎との差引で最後に確認できるのは、今のところ一八七〇年（明治三）九月七日付けの三井からの銭二四貫文の振差紙（三井文庫所蔵史料 続四六八―一）の実物によってである。そして越後屋重太郎との差引が確認されるのは、翌七一年（明治四）九月二九日付けの三井から油善に一五〇〇両を渡すための越重宛て振出手形の記載（『明治四年 六月 両替手形押切控』三井文庫所蔵史料 追七五）が最初である。したがって、両時点の間はどこかで名義変更があったものと推察される。

(16) 事例①、②、③はいずれも、三井文庫所蔵史料（続六八九）による。

(17) 『明治三年七月 取替金利足請取帳 角田善太郎殿』（三井文庫所蔵史料 続六〇〇―一九）。

(18) 『慶応三年九月 加入附込帳』（三井文庫所蔵史料 続八一―三）には、炭安への債権などを初め三井の不良債権処理が記入されているが、その中に「角田善太郎」として、紀州藩・唐津藩への債権約九一貫、一月二五日付けでの「本帳より預り」約四九貫、「積銀方」「利足内積」三九一四両などが計上されている。処理の仕方ははっきりしないが、それらを使って親両替として越善の貸借の整理をしたものと思われる。

(19) 三井文庫所蔵史料 続六四一―二。手形の内容は、銭貳拾壹貫三百文を「右御渡可被成候」というもので、「五日限」という印と「消」印が押されている。

- (20) 『明治三年午四月吉日 押切帳 三井店』（三井文庫所蔵史料 本一九四七）。
- (21) 石井寛治前掲「維新时期京都の手形市場―小堀家と小林家―」参照。
- (22) 三井文庫所蔵史料 統四〇一―一〇
- (23) 三井文庫所蔵史料 統一六九―三
- (24) なお、油善⇨油屋高木善兵衛は、一八九二年当時も大阪高麗橋三丁目において両替商を営んでいる（白崎五郎七・敬之助編『日本全国商工人名録』一八九二年）。
- (25) 『明治六歳第八月一日 日記録 大阪三井組』（三井文庫所蔵史料 本一一三）には、八月一日の項に、「今般当店普請出来候ニ付 御用所兩替店合併今日引移り無滞為相済夕飯家内一統内祝いたし候事」とある。
- (26) 松本四郎前掲「幕末・維新时期における三井家大元方の存在形態」参照。
- (27) この点については、松好貞夫『明治維新後における両替商金融』（財団法人金融研究会、一九三七年）第五章、および、鶴見誠良「近代の貨幣・信用」（桜井英治・中西聡編『新体系日本史12 流通経済史』山川出版社、二〇〇二年）の指摘を参照せよ。
- (28) 日本経営史研究所編前掲『三井両替店』や石井寛治前掲『近代日本金融史序説』などで三井御用所の貸付については詳しく検討されているが、手形取引については検討されていない。

三 幕末維新时期における廣海家の手形取引

1 廣海家の振り手形とその流通範囲

そこで、次に、大坂手形市場の周辺部分に位置する府下貝塚町にあつて、北前船その他が貝塚など大坂湾諸港に持ち

込む米穀・魚肥を購入して湾岸諸地域に販売し、その代金決済のために貝塚や大坂・堺の両替商と取引していた米穀肥料問屋廣海惣太郎⁽¹⁾家の手形取引の推移を検討したい。ここでの検討は、両替商サイドから見た前節の分析を、商人サイドから改めて裏付けるとともに、大坂手形市場がどのような広がりをもっていたかについての従来の研究史における論争点について実証的吟味を加えることを目指すものである。大坂の両替商に宛てて振り出された手形がどの範囲で流通したかについては、吉岡源七『両替商沿革史』(一九〇三年)の次の叙述が引用されるのが常であり、松好貞夫『日本両替金融史論』(一九三二年)の「手形取引の範囲」についての叙述などは、この文章とほとんど同一である。⁽²⁾

近国の商人は言ふに及ばず、中農以上のものは大抵大阪両替の取引をせざるものなき勢ひなりしが、就中其盛んに行はれし地方は、兵庫・西ノ宮・今津・鳴尾・灘目・伊丹・池田・尼ヶ崎・堺・岸和田・貝塚・茨木・高槻等を以て最とす。斯れば該地方の人々互に諸払ひを為すに当ても、大阪へ振出しの手形を以て些の故障なく受渡を為したる程なり。

こうした戦前以来の「通説」に対して、作道洋太郎氏は、『日本貨幣金融史の研究』(一九六一年)において、それは手形と私札を混同した議論ではないかと疑問を差し挟み、大阪両替商丸屋伊兵衛や米屋三十郎宛の手形が、大坂はじめ堺・和泉大津・京都・姫路・西宮などで流通していた事例を提示しながらも、「大阪に近接の地方において大阪両替商宛の振手形がなんの支障もなく授受された」とは考えられないと批判された⁽³⁾。作道説はその後立ち入った吟味を加えられないまま、今日では新しい「通説」としての位置を占めたかのような⁽⁴⁾である。ここでは、今から丁度一〇〇年前に『両替商沿革史』の著者が指摘した大坂手形市場の最も周辺に位置する貝塚の事例を提示し、兵庫についても論及することによって、大坂手形市場の広がり幕末維新期における変化について考えてみたい。

第6表 廣海家の穀物・魚肥仕入と手形振出

(圓=円、%)

年次	鴻池重太郎(大坂)	米屋三十郎(大坂)	具足屋半兵衛(堺)	計 (回数)	仕入額	手形率
1855年(安政2)	11,886	3	648	11,537(77)	26,540	43.4
59年(安政6)	6,354	6,341	2,163	14,858(86)	43,994	33.8
62年(文久2)	4,157	13,379	2,192	19,728(74)	36,966	53.4
69年(明治2)	20,182	—	—	20,182(17)	71,356	28.3
72年(明治5)	28,026	—	—	28,026(44)	49,399	56.7
75年(明治8)	53,195	—	—	53,195(53)	87,766	60.6

出所) 『手形帳(嘉永3-文久2)』(廣海家文書A100)、『金銀入私帳(安政2)』(A119)、『穀物仕切帳(安政6)』(Y014)、『干搦仕切帳(安政6)』(Y001)、『穀物仕切帳(文久2)』(Y016)、『干搦仕切帳(文久2)』(Y004)、『萬覽帳(明治2)』(A139)、『金銀入私帳(明治2)』(A120)、『萬覽帳(明治5)』(A170)、『金銀入私帳(明治5)』(A113)、『萬覽帳(明治8)』(A143)、『入私帳(明治8)』(A146)。

備考) (1)1855年の手形銀表示分1貫161匁とほぼ全て銀表示の仕入額1,831貫262匁は1両=69匁で金換算し、59年の手形銀表示分2貫は仕切帳で使われている換算率平均の1両=73匁で金換算し、62年の手形銀表示分353貫585匁も仕切帳で使われている換算率平均の1両=74匁で金換算した。なお、手形のうち預り銀返済など仕入に直接関係のない分は除外した。

(2)1859年の仕入額の30%に当る13,007両は魚肥、62年の仕入額の37%に当る13,539両は魚肥、残りは米穀・大豆・小豆である。なお、同年次の『仕切帳』とともに廣海家が仲買として購入した分を記録した『萬買帳』があるが、それは『仕切帳』記載の廣海家が問屋として手数料をとる仕入の一部を購入した分と、『仕切帳』中の『蔵入座』ないし『直買座』からの購入分であり、『仕入帳』記載の数値に含まれている。

(3)1869、72、75年の手形仕入は『萬覽帳』から集計し、『入私帳』から集計した100円以上の現金仕入と合計して全仕入額を算出した。したがって、手形比率が現実より若干高目に表示されている可能性がある。

第6表は、廣海家の米穀・肥料仕入の代金決済における手形決済の比重の変化を示したものである。幕末の三カ年の間で違いがあるが、単純平均すると四四%となり、貝塚ではこの程度の支払が手形によって行われていたこと、明治初年には手形の比率は一時二〇%台まで落ち込むが、その後盛り返して幕末をやや上回る六〇%前後の水準にまで回復する

ことが分かる。廣海家の振出手形の宛先は、幕末には大坂と堺の両替商であり、明治に入ると堺の両替商が欠落する。本表で見ると、大坂の両替商では鴻池重太郎が一貫して廣海家の取引先であるが、幕末には米屋三十郎の比重が急上昇し、一八六二年（文久二）には手形の三分の二が米屋三十郎宛てであった。先に引用した一八六四年（元治元）当時の経済力では、鴻池重太郎は三井よりやや高く、米屋三十郎は三井よりやや下であるが、共に有力な両替商である。これらの両替商宛てに振り出した手形を、廣海家は米穀や肥料の仕入先に渡した。『手形帳』の例えば一八六二年（文久二）五月前半の欄には次ぎのように記されている。

五月八日

一金 五十両

錢者殿

鴻十殿へ

十二日

一金 四百両

同人船

米三殿へ 手形百両ツツ四枚

十七日

一金 千五百両

河栄船へ

米三殿へ 五百両ツツ三枚

同日

一同 四百両

河栄船へ

鴻十殿へ 百両弐枚

五十兩四枚

同日

一同 五百兩

具半殿へ

同人船へ

最初の項は、五月八日に錢者（〓錢八〓錢屋与八郎）の船から廣海が仕入れた（大豆・干鰯の）代金のうち五〇兩を大坂の両替商「鴻十」（〓鴻池重太郎）宛ての振出手形で支払ったことを記しており、一二日には同人の船からの仕入代金四〇〇兩を大坂の両替商「米三」（〓米屋三十郎）宛ての振出手形四枚で支払ったことを記している。さらに、一七日には、河栄（〓河内屋栄蔵）の船の積荷（津輕米）の代金二四〇〇兩を、大坂の前記二両替商と堺の両替商「具半」（〓具足屋半兵衛）への合計一〇枚の振出手形によって支払っていることが記されている。⁽⁶⁾ 同一の相手に対して、複数の手形を渡していることは、受取人がそれらの手形を他の商人への支払いに充てていることを示唆しており、この点具体的には後述する。一八六二年（文久二）における廣海家からの手形の渡し先をまとめて示すと第7表のようになる。全部で三一件の相手に支払っているが、その大部分は右に示した河栄船のような北前船であり、米穀・大豆・魚肥などの仕入代金であることが分かる。

手形を振り出すと、廣海家は飛脚便によって宛先の両替商へその旨通知した。珍しく残されていた一八七三年（明治六）の井上（〓鴻池）重太郎宛書状⁽⁷⁾を引用しよう。

益御安康可被遊御座珍重之御義ニ奉賀上候 然者今便振出し左ニ

第7表 廣海家の手形渡し先 (1862年・文久2)

渡し先	備考	金額(両)	回数
河栄船	河内屋栄蔵 津軽米・魚肥	2,400	3
神通丸	庄兵衛 南部大豆・粕	1,734	4
正宝丸	半七 南部大豆・津軽米	1,600	3
指長	指吸長左衛門 伊予米	1,486	5
天神丸	伊三郎 大豆・魚肥	1,474	7
神力丸	嘉七郎 魚肥	1,340	2
渡磯船	渡辺磯七 加州米	1,230	2
河惣船	河内屋惣七 南部粕	1,214	1
斗々甚	斗々屋甚助 伊予米	1,199	3
銭与船	銭屋与八郎 大豆・魚肥	1,053	6
佐野権	佐野屋権四郎 米穀	946	3
中屋船	中屋久蔵 長岡蔵米	760	3
河仁船	河内屋仁兵衛 (堺)	658	2
黒丸	黒丸善兵衛 矢島米	500	1
伊達治	伊達治兵衛	462	5
伊藤船	伊藤清蔵 高田米	400	3
野傳	渡辺伝四郎 藤谷米	220	2
加登屋	加登屋九左衛門 秋田米	200	1
沼助	沼島屋助次郎 魚肥	120	2
明長	明瀬長左衛門	108	1
	その他 11件	605	15
	合計	19,728	74

出所) 『手形帳 (嘉永3 - 文久2)』 (A100)。

備考) (1)備考欄は『仕切帳』等による。

(2)指吸長左衛門、斗々屋甚助は堺在住である。

(3)銀表示のものは1両=74匁で金換算した。

一金 三千貳百兩也

十一月三十日渡

富栄丸船江

右之通手形振出し申候相廻申候得ハ御渡し方可被成下候 此段御案内申上置候先ハ右申上度如是ニ御座候 已上

西十一月二十九日

廣海惣太郎

井上重太郎様

御店中様

三二〇〇両の手形を富栄丸（の船頭たち）に渡したので、その手形が提示されたら（「相廻申候得ハ」）現金を渡してほしいと依頼しているのであるが、『萬覚帳 明治六年』⁽⁸⁾によれば、この手形は一月二日に振り出されたもので、期日の前日に貝塚の廣海店から大坂の井上重太郎両替店へその旨の連絡がなされている。しかし、実際にはこの手形はキャンセルとなり（だから廣海の書状が廣海家文書に残った）、改めて二月三日に一八〇〇両の手形が振り出されて富栄丸に渡されている。この間の事情を示すのは、一月二九日付けで当主廣海惣太郎が親戚の辰馬家（西宮町）から貝塚廣海店に宛てて送った次ぎの書状⁽⁹⁾である。

昨日午十二字頃富栄丸船頭衆ニ御面会申上候処 千六百両三月十五日限与申上候得共 其後亦々入用出来候ニ付 千四百両丈ケ三月十五日印ニテかし付呉候様申居候 引残手形ニテ御遣し被下度頼上居候間 新七殿ニテも手形御認させ御遣し被下度候（下略）

十一月二十九日

惣太郎

廣海店中

おそらく廣海当主としては富栄丸船頭衆に代金三二〇〇両の半額一六〇〇両の支払いを猶予する交渉を試み、一四〇〇両について成功したので、一旦先に振り出した手形をキャンセルし、改めて残りの一八〇〇両の手形を振り出すよう指示したのであろう。

こうした振出通知を受けるや、両替商は直ちに了解の返事を送った。一八七二年（明治五）に井上重太郎から送られた書状⁽¹⁰⁾を引用しよう。これは近江屋市兵衛に対して、メ粕代金として廣海が九月一日に振り出した七四両三分三朱の井

上宛手形⁽¹⁾について、翌日井上から了解したことを伝えてきた書状である。

御紙面被下忝拜見仕候

然者今便御振出し手形金七拾四兩三分三朱也

御印紙相廻り次第無相違御渡可申候間此段申上候

先者右之段如此御座候

草々

以上

九月二日

井上重太郎

廣海惣太郎様

このように、手形を振り出す廣海と大坂両替商とは頻繁に飛脚便を取り交わすことよって緊密な連絡を保ち、スムーズな信用取引を展開したのであった。廣海の振出手形を商人・船頭から提示された大坂両替商は、その商人・船頭と恒常的な取引があれば口座に入金して預り手形や現金を渡し、取引がない時は現金を渡したと思われるが、とくに商人・船頭が産地へ戻ろうとするさいには必ず現金を渡したようである。例えば、一八七六年（明治九）一月二十五日夜に大坂から船で帰国する予定であった牧口藤七なる米穀商人は、その前日に廣海に対して、過日貝塚で受け取った五拾錢札や拾錢札は嵩むので今回は五円札と拾円札での支払いを期待しているとの書状⁽¹²⁾を出していたにもかかわらず、廣海が大坂両替商逸身佐一郎宛の八五二円八厘の手形を送ってきたことに抗議して、二五日午後三時半に次のような書状⁽¹³⁾を送っている。

一筆啓上仕候

然者唯今飛脚至来

定而五円拾円之札參持被下候与存居候処思ひ外面替手形送り被下誠ニ当惑之至リニ御

座候 唯今彼是与申居候而も飛脚ハ不存候間 無是非右手形正ニ請取申候 是より取付ニ参り金子請取積リニ御座候 若其節拾円札五円札不渡時ハ無捌切賃相立替て拾円五円請取候間右切賃ハ下拙方ニ而相渡シ不申貴家様ニ而御払可被成下候
(下略)

廣海家の『萬覚帳』の「逸身佐一郎」の欄には、ここで問題となった切賃の記載がないことから、牧口は逸身兩替店で望みどおりの紙幣を入手できたものと思われる。幕末の大坂とその周辺の米穀・肥料取引の決済にさいしては、手形とともに正金・錢貨や銀札が用いられ、明治初年にはかなり小額の紙幣から高額の紙幣まで各種の紙幣（兩分朱表示と円錢表示）が併用された。一八七五年（明治八）一〇月二二日に廣海から大坂兩替商井上重太郎へ二一〇〇円を送ったところ、そこに混ざっていた「金貳朱悪札」が返却され、井上の帳簿には「貳千九十九円八十七錢五厘」だけ入金と記帳された。一兩＝一円として、二朱はその八分の一の一二錢五厘に相当するから、井上は二一〇〇円からそれを差し引いた分だけを記帳したのである。⁽¹⁶⁾

廣海から手形を受け取った商人・船頭は、その手形を使って大坂とその周辺で帰荷を購入することもあった。一八七一年（明治四）六月晦日に廣海が大坂兩替商鴻池重太郎に宛てて振り出した手形についての次の書状は、そうした手形の流通の一端を示すものと見てよからう。

(前略) 然者今便貴家様より御振手相廻り夫々渡方仕候処、壹枚落印手形御座候左ニ

六月晦日付

一金 貳百兩 札

妻書 松尾丸船

右御手形片長印無之候得共 貴家様之仕事ゆへ相違無御座候故 樋ニ渡方仕候間此段申上候 左様御承引可被下候 且又
右手形請取人堺山九殿相渡申候間是又左様申上候 先者右申上度如斯御座候

七月二日

鴻池重太郎

廣海惣太郎様

この書状は、手形には必要な印がなかったが、廣海を信用して処理したとことを伝えたものであるが、注目したい点は手形の妻書に廣海からの渡し先が「松尾丸船」と記されているのに、手形を鴻重に持ちこんだのは「堺山九」だったことである。このことは、松尾丸の船頭がその手形を堺の「山九」に対して帰り荷の代金か何かを支払うために利用したことを示している。一八七二年（明治五）正月の神力丸船頭の次の書状¹⁸は、帰り荷の酒の仕入れを廣海が手伝っていることを示すものである。

（前略）先達御願申上候酒五拾樽ニ而御座候 先以右之樽積入被下之義者 当月二十八日より朔日迄ニ船玉兵庫江廻ニ相成御座候処 当月朔日より三日迄ニ御廻し可被下奉御願上候 若又船玉兵庫ニ而直り不申御座候得者 兵庫東出町大松屋殿江御願置被下偏奉願上候

正月二十八日

神力丸利三郎

廣海 亦七様

神力丸が兵庫に廻るので、先達てより依頼していた酒五拾樽をそこへ届けてほしいという依頼である。廣海は親戚の

辰馬半右衛門（西宮町）をはじめ酒造家との取引があったから、その関係で酒仕入れの手伝いをしていたのである。正月二九日には、廣海は神力丸吉五郎に「仕切預り分」三七九六兩を支払うさいに、二五六七兩三分一朱を鴻重宛て手形で支払っており、残りの一二二八兩一朱は現金で支払った計算になる。その代金回収分の中から酒代金が支払われたはずであるが、それは帰り荷の一部に過ぎなかったであろう。¹⁹このように、北前船の船頭が売上金の一部を使って帰り荷を仕入れ、残りを現金で持ち帰る以上、彼等は廣海から大坂両替商宛ての手形を貰えば済むとは限らなかった。前掲第6表において、幕末においても手形支払い比率が五〇％台止まりなのは、必要に応じて廣海に現金支払いを求める荷主側の事情も作用していたと考えるべきであろう。

以上のような貝塚の米穀・肥料問屋廣海惣太郎家の手形取引は、著名な兵庫の米穀・肥料問屋北風莊右衛門家の手形取引よりは規模がやや小さいとはいえ、大坂両替商の活動を利用する点では共通しており、両者の対比は興味深い。兵庫最大の米穀・肥料問屋北風家は、北前船主からの購入代金を大坂の有力両替商米屋石崎喜兵衛（米喜）および炭屋白山彦五郎（炭彦）への振出手形によって支払い、船主たちはその手形を大坂の両替商のところで換金して国元へ持ち帰る諸物品を購入したため、「北国米の入込中は、右両替商より北風へ月々四五萬兩の貸金と為れり」と回顧されている。²⁰ピーク時でも月一万兩台の取引がやつとという廣海家の数倍の規模であるが、手形の振出しと換金のシステムは同じであったといえよう。鳥羽・伏見の戦いの直後に大坂両替商の炭彦が閉店したことは前述したが、米喜の方はその後も富豪としての地位を保っているから、兵庫・大坂間の手形流通のシステムは存続したものと思われる。だが、一八八三年（明治一六）ころ兵庫の兵庫の過半を握っていたとされる北風家は、委託品を手代が勝手に倉出しした事件が契機となつて八五年（明治一八）には破産したといふ。²²

貝塚の廣海家は兵庫の北風家と互いに年賀の挨拶を交わす間柄であった。²³廣海がどの程度の取引を北風と行ったこと

があるかは未確認であるが、廣海の商取引が仕入・販売の両面において、貝塚周辺と堺・大坂だけでなく西宮から兵庫に至る大坂湾北岸一帯とも密接な取引関係にあったことは事実である。そして、そこでの取引の決済にさいしては、大坂の両替商が大きな役割を果たしていた。文久・慶応期については後にやや具体的に検討するが、その前の安政期（一八五四―五九）における廣海からの手形の渡し先には、親戚筋の西宮町の酒造家「辰半」（辰半右衛門）や同「辰与」（辰与左衛門）、あるいは兵庫の肥料商「いづ弥」（和泉屋弥兵衛）や米穀商「いづ伊」（和泉屋伊左）の名前が毎年のように含まれており、廣海は鴻池重太郎・米屋三十郎・播磨屋忠兵衛ら大坂の両替商や堺の両替商具足屋半兵衛に宛てた手形によって支払った。⁽²⁴⁾大坂湾北岸の商人もまた大坂の両替商と取引していたから、手形による決済はスムーズに行われたようである。決済だけでなく、廣海が例えば、辰半から一八六六年（慶応二）二月三日に銀一〇〇貫目を借り入れたときは、辰半からの書状に「両替方江頼入申上御融通申上候」として米屋三十郎店の廣海口座に振り込むとあり、一八七一年（明治四）六月に今度は辰与から五〇〇〇両を借り入れたさいは、一二月中の残金二五〇〇両の返済に関する次の書状⁽²⁶⁾に明らかなように鴻池重太郎店の辰与口座が利用された。

（前略）御返金延引之段御頼被成候義御文面不残承知仕候 志可し此度者拙家ニも無抛入用在之（中略）半金丈者どうなり
とも辛抱いたし御猶予可仕候も残之半金と利足と者不残速ニ御返金可被下候 則別紙勘定書尅通乍恐差出し可申も宜舖御
承引可被成下候 相違等無之候得者此手形御着次第鴻池重太郎へ御ふり込可被下候（下略）

仲冬五日夕

辰馬与平

廣海惣太郎様

この場合には、もともと五〇〇〇両の融資自体が、鴻重の廣海口座へ同じ鴻重に口座をもつ「辰与より付替²⁷⁾」という形で行われており、一・二月中に残金二五〇〇〇円を半分ずつ二回に分けて返済する場合も、書状に記されたように鴻重への「ふり込」による両口座間の「付替」という操作がなされているのである。このように見てくると、大阪両替商による手形市場の広がり基礎には、貝塚ないし泉佐野から堺・大坂を経て西宮・兵庫に至る大坂湾岸の交易圏が横たわっていたことが判明しよう²⁸⁾。

(1) 廣海家については、名古屋大学の中西聡氏を中心とし、石井も加わった共同研究が進行中であり、二〇〇一年一〇月の経営史学会全国大会（大阪大学）のパネルで成果の一部が報告された。二〇〇五年度までには研究報告書を刊行したいと願っている。

(2) 引用は、黒羽兵治郎編前掲『大阪商業史料集成』第三輯、一一六頁からのもの。

(3) 作道洋太郎前掲『日本貨幣金融史の研究』二九四―二九七頁参照。なお、作道氏は、そこで「大阪大学経済学部所蔵の史料、すなわち大阪両替商平野屋発行の振手形百二十九枚ならびに西宮酒造業者守舎新兵衛発行の預り切手五十枚」を検討したとされているが、宮本又郎氏のご好意で見せていただいた同史料を検討した結論としては、それらは大坂両替商丸屋伊兵衛に宛てて平野屋定右衛門ないし平野屋定七郎が振り出した振手形と、大坂両替商米屋三十郎に宛てて守屋新兵衛が振り出した振手形であるように思われる。興味深かったのは、前者の手形の文言・振出人・名宛人が作道氏の指摘されるとおり印刷されていることで、手形の利用が盛んだったことが窺える。確かにいずれの手形にも「右之通髓ニ請取申候」という文言があるが、それは手形を振り出すことよって宛先両替商の預金口座からその金額を引き落とすという意味で慣例的に記されているのであって、実際に貨幣を受け取ったり預かったりしたわけではない。この点については、新保博前掲「徳川時代の信用制度についての一試論 両替商金融を中心として」が、振出手形に「右之通髓ニ請取」という

文があるのはおかしいと指摘されているのも誤解に基づくものであろう。

- (4) 作道氏みずからが、同氏の一九七一年刊行の著作『近世封建社会の貨幣金融構造』（塙書房）八六頁で、自説を繰り返しているし、岩橋勝「近世の貨幣・信用」（桜井英治・中西聡編『新体系日本史一二 流通経済史』山川出版社、二〇〇二年）も、依然として一九六一年刊行の作道前掲書に依拠した叙述を行っている。

- (5) 貝塚市民図書館寄託廣海家文書A一〇〇
(6) 『干鯛仕切帳 文久二年』（廣海家文書Y〇〇四）、『穀物仕切帳』（同Y〇一六）
(7) 廣海家文書D〇〇二一八一三九七
(8) 廣海家文書A一六四
(9) 廣海家文書D〇〇二一八一三六七
(10) 廣海家文書P〇〇五八一八一
(11) 『万覚帳 明治五年』（廣海家文書A一七〇）
(12) 廣海家文書V〇〇九一一一四三
(13) 廣海家文書V〇〇九一一一四七
(14) 『万覚帳 明治九年』（廣海家文書A一七二）
(15) 『金銀入払帳 文久三年』（廣海家文書A二一五）、『金銀取渡通 文久三年』（同ZB〇一七三三）。銀札の中身は個々に明らかでないが、四月七日に受け取った一六貫目は「伯太札」とあり伯太藩札であることが分かる。
(16) 廣海家文書D〇〇二一六一一五
(17) 廣海家文書P〇〇六〇一八四八
(18) 廣海家文書P〇〇六〇一五五七
(19) 『万覚帳 明治五年』（廣海家文書A一七〇）。

- (20) 前掲『両替商沿革史』（黒羽兵治郎編『大阪商業史料集成』第三輯）二一六一―二一七頁。米喜と炭彦は、前掲第2表によれば、両替商ランキングでそれぞれ小結、閑脇であった。
- (21) 九二年当時の大阪長者番付（大阪市編前掲『明治大正大阪市史』八八頁）参照。
- (22) 宮本又次「北風家」、中部よし子「北風正造」（国史大辞典編纂委員会編『国史大辞典』第四卷、吉川弘文館、一九八四年）。もつとも、一八八〇年の兵庫港肥料移入一五万五〇〇〇石のうち、北風荘右衛門の扱いは三万三四〇〇石で、岩田正吉の三万四三〇〇石に次ぐ第二位である（開拓使蔵版『西南諸港報告書』一八八二年、九三二頁）。これは、当時六〇〇〇石前後の貝塚廣海家肥料扱い量（中西聡『近世・近代日本の市場構造』東京大学出版会、一九九八年、二七九頁）の約五倍である。なお、一八九一年五月の調べでは、北風正造は兵庫鍛冶屋町で米穀肥料委託問屋を営んでいる（前掲『日本全国商工人名録』）が、それも正造が九五年（明治二八）二月五日に死去すると閉店したようである。
- (23) 廣海家文書P〇六〇―一〇七四
- (24) 『手形帳（嘉永三年・文久二年）』（廣海家文書A一〇〇）。
- (25) 廣海家文書P〇五一一―一二七一。辰半も「当春者江戸為登金等も無之実ニ困り入候得共」と、江戸からの酒代金が回収できずに困っているが、重ねての依頼なので、同年四月限り「利月一歩定」（年二二％）の利息で融資に応じている。
- (26) 廣海家文書P〇五九三―三九二―二五。この場合は、「壹半ぶ」（年一八％）の利息であった（同P〇五九三―三九二―〇五）。
- (27) 『万覚帳 明治四年』（廣海家文書A一七四）。
- (28) 中川すがね前掲「大坂本両替仲間の組織と機能」も、大坂両替商宛ての振手形の通用範囲は「同時に大坂本両替仲間の得意先が多く存在した大坂の商業圏であった」（一七二頁）と指摘している。大坂湾岸における米穀取引史については、本城正徳『幕藩制社会の展開と米穀市場』（大阪大学出版会、一九九四年）、魚肥取引史については、中西聡前掲『近世・近代日本の市場構造』を参照されたい。

2 戊辰戦争後の両替商の破綻と廣海家

幕末段階で見られたこうした手形市場の中心をなす大坂両替商は、戊辰戦争以降の政治的・経済的変動の波に巻き込まれて大きな打撃を受ける。廣海家の場合は、幕末に最大の取引相手であった大坂の両替商米屋三十郎が、一八六八年（明治元）の銀目停止のさいに危機に陥り、一旦は何とか乗り越えたかに見えたものの一八七二年（明治五）にはついに破綻した。一八六八年（明治元）七月一日付け廣海宗太郎宛書状¹で米屋三十郎は、

（前略）然者先頃御取組申上候別証文口九月限御約定ニ御座候処 其後当所金相庭御停止ニ相成不融通之折柄度々御用金篤被仰出候付猶更融通不繰合せ相成申候次第ニ付 別証銀限月ニ不抱御手元御とり合次第何時ニ而も御返済被下候ハハ請取可申候間 可然御実行可被成下候否哉いづれ御返書奉願上候

と廣海への貸金の期限前返済を求めており、七月九日にも返事の催促を行っている。余程資金繰りが苦しかったのであろう。その後、米屋三十郎店は小康状態を保ったかに見えたが、七二年（明治五年）一月には遂に行き詰まったようである。一月二九日付けの貝塚廣海店から出張先の「旦那様」へ宛てた書状²には、「米三殿一件委細ニ為御知被下大ニ奉驚入候、右ニ付御心痛之程幾重ニも御察奉申上候」とある。廣海は大坂の米屋を訪ねて取立てを委託した手形代金の請求をしたところ少し待ってくれと言われたが、米屋によれば「取入方見込通りニも不参」ということ³で、結局二月一七日に廣海への債務六〇〇両を年賦返済させることになった⁴。

これに対して、両替商鴻池重太郎の場合は、銀目廃止の時も冷静に乗り切ったごとくである。一八六八年（明治元）六月二十日付けの廣海店宛ての書状⁵で鴻池重太郎は次ぎのように指示している。

(前略) 然者先達より御触出ニ相成候通り銀目御廃止ニ相成金相場も相立申義出来不申銀手形振合出来不申ニ付 是迄銀目之分先月九日仕舞相場を以金ニ引直し金札ニ而相渡申義ニ相成候間通帳一応差引仕度候間 早々為御登被成下度此段願上候 已来金手形ニ而振出可被成下候 尤正金御入金之分者正金ニ而御渡可申上候 其余者金札渡ニ相成候間此段も御心得置可被成下候 先者右之段申上度如斯御座候 草々已上

要するに、銀目廃止になったので今後は金手形の形で振り出してほしいという事務的な通知であり、米屋三十郎のように「不融通」で困ったという素振りは全く見られない。しかし、全体として両替商の信用が急落し、一時的に信用取引が姿を消そうとしたことは事実であった。

事情は大坂市外においても同様であり、例えば堺の具足屋半兵衛(具半)は、一八六八年(明治元)六月一日付けの廣海宛て書状⁽⁶⁾において、「此度御承知之通銀目御停止ニ付御通表預り銀金建ニ仕替可差上申候 実以銀用通不相成候而者御同様困入申候 尚以来不相變御用向之程宜御頼申上候」と、銀目廃止に伴う困難を訴えているのである。一八世紀初頭から堺で両替商を営んできた具半は、一七六六年(安永五)に同店から独立して両替商を開始した具足屋孫兵衛(具孫)とともに、大坂両替商近江屋半左衛門⁽⁷⁾半次郎(近半)を「上両替商」として日常取引をしていたため、その近半が前述のように維新の動乱にさいして閉店した影響で、この年限りで閉店を余儀なくされた。

こうして廣海家の場合も、前掲第6表に示したように、幕末には仕入れ代金の三〇ないし五〇%台が手形によって支払われていたのが、一八六九年(明治二)には手形の比重は二〇%台へと減少した。しかし、七二年(明治五)、七五年(明治八)にかけて手形取引の比重は再び上昇し、仕入代金の六〇%前後という幕末をむしろ上回る水準に戻っている。一八七三年(明治六)の場合を、第8表によって見ると、六月、七月と多額仕入れ代金が、大坂の両替商井上重太郎

第8表 廣海家の井上重太郎宛手形振出 (1873年・明治6)

月	金額	回数	振出し先 ()は回数
2	1,843. 4263	4	河仁、天神丸(2)、神力丸
3	6,139. 5086	9	神力丸(2)、天神丸(3)、神栄丸、木谷伊助 河仁、白藤嘉助(大坂うつぼ、粕)
4	665. 7233	1	住吉丸
5	2,427. 7233	4	住吉丸(2)、太神丸、木谷伊助(大坂堀之口、南部大豆)
6	3,907. 7518	2	金晴丸、辰与(辰与平)
7	9,899. 3027	9	太神丸(3)、神通丸(3)、松尾丸(3)
8	3,045. —	3	辰与(1)、辰半(2)(辰半右衛門、播州鳴屋、米穀)
9	245. —	1	掟蔵(1)
10	2,520. —	4	天神丸(2)、山内半兵衛(大坂うつぼ、南部粕)(2)
11	6,879. 3596	7	富栄丸(2)、明利丸(1)、辻本徳平(堺、鯉粕) 岸本五兵衛(大坂幸町、鯉粕)、大萬、崑宝丸
12	12,373. 9269	11	崑宝丸(6)、太神丸、天神丸、富栄丸、 佐久間宗兵衛(兵庫、南部粕)、岡本
計	49,946. 7225	55	

出所) 『萬貫帳(明治6)』(A164)。

宛ての手形によって支払われており、同年六月一日からの印紙税導入の影響は全く感じられない。一八七三年(明治六)六月一日付けで大坂の井上重太郎が貝塚の廣海惣太郎に宛てて送った書状⁸⁾を引用しよう。

(前略) 此度金子出入ニ付而者 張紙可仕候様被仰出候
右ニ付御振手形ハ金高多少ニ不拘壹錢之御張紙被下度奉
願上候 余者御布令之通御承引可被下候右得御意奉申上
度如斯御座候 以上

六月一日

大坂今橋四丁目

井上重太郎

泉州貝塚

廣海惣太郎様

「張紙」をするようにとの政府の命令なので、「一錢之御張紙被下度」と淡々と記すに止まっている。ここで印紙のことを張紙と呼んでいるのは、先に引用した書状にもあったように大坂では手形のことを印紙と呼ぶ習慣があったの

で、それとは区別しているのであろう。廣海家では早速印紙を購入し、振出手形に張り付けた。七三年六月九日付けで太神丸専治郎が大坂から送ってきた次ぎの書状⁹⁾は、その点を明示している。

（前略）御用繁之御中より早速御手形式通印紙御張付被送下難有慥ニ入手仕候此段御厚礼奉申上候 先ハ御答迄申上度余重
便可申上候（後略）

六月九日

太神丸専治郎

廣海宗太郎様

又七様

ここで言及されている手形というのは、『萬覚帳 明治六年』の井上重太郎欄の五月二〇日のところに記されている「六月三十日渡 入金四百兩 太神丸振出し」の手形を指すものであろう。振出日は五月であるが、井上からの現金渡しの期日が六月に設定されているため、印紙税の規則が適用されると判断して張り付けたものと思われる。

このように大坂周辺では、手形の利用は慣習として定着していたため、印紙の貼用が義務付けられても、だからといって現金取引に戻る余地はなく、取引にさいして手形や証書には印紙を貼付したのである。また、大阪府権知事渡邊昇も、印紙税についての太政官布告第五十六号と第百五十五号を布達するさいに、「被仰出候間管内無洩相達スル者也」と述べただけで、京都のように両替屋や呉服屋を名指しして周知徹底に努めるよう戸長に命じたりすることはなかった。ただし、五月二十七日には、印紙税のことは「是迄見ナレ聞ナレサル事故小前末々ニ至リテハ取扱方容易ニ会得ナシ難キ事モ可有之」として大蔵省作成のものと思われる「印紙界紙用ヒ方心得」を布令第百八十八号として配布しており、

その点では同様な心得書が必要なならば書店で購入せよとした京都府よりも周知徹底に努力している。⁽¹⁰⁾ こうした官民双方の態度に、京都と異なる大坂の手形市場の先進性が反映していると言えよう。なお、貝塚の場合は当時は堺県に属していたが、廣海家文書の中に、印紙税についての二つの太政官布告を伝える堺県庁の「布令之写」を筆写したものがあることから、個々の手形利用者にまで印紙税の内容が周知徹底されたことは疑いないところである。⁽¹¹⁾

(1) 廣海家文書P〇六〇一八九二、P〇六〇一九八三

(2) 廣海家文書P〇六〇一五七

(3) 廣海家文書P〇六〇一五七七、P六〇一五八二。七一年(明治四)四月七日付けの米屋三十郎店甚七の廣海宛書状(廣海家文書P〇六〇一六一四八)は、「請取方之分弥々御公辺之仕事ニ相成候」と、米三からの不良債権の回収が訴訟に持ち込まれていると記している。

(4) 『万覚帳 明治五年』(廣海家文書A一七〇)。なお、脇田修・中川すがね編『幕末維新大阪町人記録』(清文堂出版、一九九四年)によると、一八六五年(慶応元)四月の平野屋武兵衛の日記に、「昨年来諸寺院町家とも御出張所ミなミなばく多き所と相成り、町中夫は身上宜敷もの女房まで集り有之候ところ、京橋四丁目米屋三十郎手代佐兵衛ト申もの、二十四才にて、此節右ばく多き并ニ米相庭等、主人店方印形盗出し候て、都合千七百四拾三兩壹分余遣ひはたし、獄門に相成候事」とあり、当時の米屋三十郎家の経営規律が弛緩していたことが窺われる。

(5) 廣海家文書P〇六〇一九七九

(6) 廣海家文書P〇六〇一九七八

(7) 具足屋一門については、「具足屋半兵衛発端」「具足屋孫兵衛系譜」「具足屋由来記」「安政二年二月 励之魁」(『堺商人一覽』(楠啓次郎氏所蔵)による。具足屋長兵衛の子孫である楠啓次郎氏からは、諸史料を見せて頂いた上、貴重なお

第9表 廣海家の地元両替商との取引
(1860年・万延元)

取引先		小間物屋孫治郎(貝塚)	具足屋半兵衛(堺)
合計(貫匁)		258.408 (100.0)	542.809 (100.0)
出金	銀(貫匁)	82.677 (32.0)	105.977 (19.5)
	金(兩分)	108.0.0 (3.0)	1,927.0.0 (27.3)
	計(貫匁)	90.507 (35.0)	254.356 (46.9)
手形	銀(貫匁)	140.242 (54.3)	41.919 (7.7)
	金(兩分)	381.2.0 (10.7)	3,201.3.0 (45.4)
	計(貫匁)	167.900 (65.0)	288.454 (53.1)
	枚数	51	44
	1枚当り	3.292	6.556
合計(貫匁)		255.250 (100.0)	518.167 (100.0)
入金	銀(貫匁)	140.531 (55.1)	33.533 (6.5)
	金(兩分)	589.2.0 (16.7)	2,177.0.0 (32.4)
	計(貫匁)	183.270 (71.8)	201.162 (38.8)
手形	銀(貫匁)	64.730 (25.4)	79.508 (15.3)
	金(兩分)	100.0.0 (2.8)	3,084.1.2 (45.8)
	計(貫匁)	71.980 (28.2)	317.005 (61.2)
	枚数	9	22
	1枚当り	7.998	14.409

出所) 『萬覚帳(安政7年)』(A168)。

備考) (1)合計にさいしては、両表示を貝塚は1兩=72.5匁。堺は1兩=77匁で銀換算した。

(2)()はそれぞれの出金計ないし入金計に対する百分比。

(8) 廣海家文書D〇〇二八一九二
(9) 廣海家文書D〇〇二八一一一八

話を伺うことができたことを感謝したい。なお、『万覚帳 明治二年』(廣海家文書A一三九)の「具足屋半兵衛殿」の欄には、前年末の僅かな貸借が記されているだけで年内の出入りはなく、廣海家と具半との取引は一八六八年限りで消滅したことが明らかである。

(10) 『大阪府 布告及布達 明治六年』(大阪府文書館所蔵)。

(11) 廣海家文書Z B〇〇八

3 手形の受取と地元両替商との取引

廣海家の決済においては、仕入れだけでなく販売にさいしても手形が利用された。同家では米穀・肥料代金を手形によって受け取ることがあり、それらの手形を取引先の貝塚・堺の両替商に預け入れた。第9表は、一八六〇年(万延元)における地元両替商との取引の全容を記したものである。

本表に示された貝塚の両替商小間物屋孫治郎への預入金二五八貫匁(二三五六兩)、

第10表 廣海家の受取手形の振出人
(1860年・万延元)

振出人	金額・A(枚数)	肥料販売額・B	A/B
布屋七郎右衛門	40.423 (12)	125.499	32.2
市場屋藤七	26.595 (10)	166.698*1	16.0
布屋多三郎	19.669 (4)	202.413	9.7
富久次郎兵衛	9.115 (6)	15.612	58.4
布屋清兵衛	6.668 (5)	75.649*2	8.8
小計	102.470 (37)	585.871	17.5
その他8名	65.430 (14)	987.883	—
合計	167.900 (51)	1,573.754	…

出所)『萬覚帳(安政7年)』(A168)、『干鰯売留帳(安政7年)』(A048)、『穀物売留帳(安政7年)』(B027)。

備考) (1)廣海家が受け取った後、小間物屋孫治郎へ預けた手形のみ表示。

(2)両表示のものは1両=72.5匁で銀換算した。

(3)*1には穀物代119貫372匁、*2にも同25貫505匁を含む。肥料だけの販売額合計は1,428貫877匁。穀物販売額合計は史料が虫喰いのため集計できなかった。

(4)その他の振出人は肥料を販売した形跡がない。

(5)Aには前年度販売分、Bには翌年初支払分を若干含む。

堺の両替商具足屋半兵衛への預入金五四三貫匁(二七〇四九匁)は、この年の廣海家の推定約四万匁に達する取引金額の四分の程度に過ぎないが、預入金のそれぞれ過半が手形によってなされていることは注目に値しよう。堺の具足屋半兵衛との取引は、廣海のみ穀・肥料仕入れにかかわるものが多いが、貝塚の小間物屋との取引は米穀・肥料販売に関するものが多く、販売先の仲買・小売から代金を同じ小間物屋宛ての振出手形で支払ってくるケースが見られその手形を廣海が小間物屋に預入し出金しているのである。この点を確認するために、廣海が受け取った手形の振出人についてまとめたのが第10表である。

史料上の制約から肥料販売を中心とした把握にならざるをえないが、ここに掲げた五名については、平均して一七・五%の代金を振出手形によって支払っていることが判明する。必ずしも高い数値ではないが、中には支払の三分の一から二分の一を手形で支払う者もあるということは、大坂周辺の貝塚のような地域でも手形の使用が広まりつつあることを示している点で注目に値しよう。

興味深いのは明治初年にもそうした手形決済がかなり盛んに行われていることである。第11表によって一八七五年(明治八)段階の様子を一瞥すると、廣海家は米穀・肥料の販売代金の一部を貝塚町の古くからの取引先両替商の小間

第11表 廣海家の地元両替商との取引
(1875年・明治8)

取引先	信貴孫次郎(貝塚)	藤井専六(貝塚)	
出 金	合計(円)	9,389円2605 (100.0)	4,714円0729 (100.0)
	現金(円)	3,806円7875 (40.5)	910円9000 (19.3)
	同(貫文)	4,412貫648文 (3.7)	261貫650文 (0.4)
	手形(円)	5,232円2628 (55.7)	3,782円4327 (80.2)
	枚数 1枚当り	25 209円	27 140円
入 金	合計(円)	9,749円2604 (100.0)	4,704円9524 (100.0)
	現金(円)	8,176円7723 (83.9)	4,185円0000 (88.9)
	同(貫文)	3,430貫116文 (2.8)	251貫400文 (0.4)
	手形(円)	1,300円2567 (13.3)	500円0000 (10.6)
	枚数 1枚当り	11 118円	1 500円

出所)『萬覚帳(明治8年)』(A143)。

備考) (1)合計にさいしては貫文表示分を1円=12貫600文で円換算した。

(2)() はそれぞれの出金計ないし入金計に対する百分比。

物屋信貴(しぎ)孫次郎と新しい取引先両替商の藤井専六に預けているが、現金を預けるよりも入手した手形を預けている場合の方が多く、二軒の両替商平均で預入⇨出金の三分の二が手形なのである。⁽¹⁾もちろん、同年の九万円近い取引額に対してはほんの一部分しかここには記されていないから、販売代金の手形での受取を過大評価することは出来ないが、幕末以来の貝塚地域での手形取引の広がりやの持続性を示すものとして重視すべきであろう。その点では、廣海が地元での「瀬取賃」(積荷を親船から小船に移し陸揚げする費用)の支払いを、地元両替商宛ての手形を振り出して支払

っていることも留意しておきたい。

(1) 手形内容が記されているものを見ると殆どが米代または

粕代である(『入払帳 明治八年』廣海家文書A一四六)

4 大坂送金における手形利用の推移

ただし、貝塚周辺での決済だけでなく、貝塚から大坂への送金についてまで視野を広げると、幕末維新时期には手形流通のあり方に大きな変化が生じていたことが注意されなければならない。先に廣海家が、肥料や米穀の仕入れ代金を大坂や堺の両替商宛ての振出手形によって支払っていたことを検討したが、それらの両替商への送金を廣海家がどのように行っていたかが問題とされなければならない。現金を大坂まで持参したことも無

論あつたが、その他に手形による送金と、他の取引先商人や両替商を介しての振込みとがあつた。まず、手形による送金については、一八六六年（慶応二）正月に大坂の両替商米屋三十郎店が廣海に差し出した書状⁽¹⁾に次のように記されている。

（前略）然者御廻り手形御入金被成下樋ニ入手記帳仕候 則別紙請取書封中差上申候間御改御入手可被下候 且又御振出し手形御案内被成下委細承知仕候 則御手形相廻り候得者無相違渡し方仕候間此段御安氣可被成下候 先者右之段御申請申上度如斯御座候 草々以上

正月十四日

米屋三十郎店

廣海惣太郎様

ここには「御廻り手形」と「御振出し手形」という二種類の手形のこと記されている。この内、後者の「御振出し手形」はすでに述べたように仕入れ代金の決済のために廣海家が振り出したもので、具体的には、正月十四日に「かと治船へふり出し」た米屋三十郎宛ての「六百九十式両式分」の手形を指しており、米屋はその手形が「相廻り候」場合には間違ひなく支払うと約束している。これに対して前者の「御廻り手形」というのは、廣海家が米屋三十郎に送金のために送った手形のこと、具体的には、正月十四日に廣海家から米屋に送った「三百七十五両」の「小孫小彦手」（貝塚の両替商小間物屋孫次郎から大坂の両替商小橋屋彦九郎に宛てた手形）を指しており、米屋は確かに入手して記帳した旨を報告している。

同年三月の米屋三十郎の書状⁽³⁾は、堺の両替商具足屋半兵衛を介する廣海家から米屋三十郎への振込み送金について、

次のように記している。

（前略）具半殿より貴家様へ入金有之候得者御知セ申上候旨御申越被成下承知仕候 尤入金有之次第第二御注進可仕候ハハ宜敷御承引可被成候 先者御請申上候付 草々

三月二十三日

米屋三十郎

廣海惣太郎様

これは、具体的には、三月二十二日付けで、「二百五十両」を米屋に対して「具半殿よりふり込⁽⁴⁾んだ」という廣海からの連絡を受けた米屋が承知したことを知らせたもので、実際に入金があったら改めて連絡すると述べている。この場合、廣海では三月二十日に堺の草部屋長左衛門から支払われた南部大豆代金二百五十両について、「具半へ付替」と記録しているから、その金が具足屋半兵衛を介してさらに米屋に送られたのであろう。

これらの送金方法の内でもっとも注目されるのが、米屋が「御廻り手形」と呼んだ手形による送金である。そこには大坂とその周辺における手形流通の特徴が窺えるからである。以下、その点を若干時期的に遡って検討しておこう。次に引用するのは、『金銀入払帳 文久三年⁽⁵⁾』に記された出入記録の一部である。

三月四日

入 六〆七百十六匁

木屋専蔵

米代之内へ

角りふり手老枚

三月四日

出 六〇七百十六匁

角屋利兵衛

木専印手

同日

入 七〇目

右同人

同人印 国弥手

(中略)

三月四日

出金 三百五十兩

鴻池重太郎

八老八五 代二十八〇六百四十七匁五分

但し 三百兩

角り印 国弥

五十兩

いつさ印 平惣

同日

出銀 二十三貫目

角利印 国弥

これによれば、廣海家は木屋専蔵へ販売した米の代金として 六貫七百十六匁の貝塚両替商角屋利兵衛宛ての振出手形を受け取り、即日角屋に預けている。角屋宛の手形は、そのままでは大坂に送っても通用しないため、廣海家は同日角屋に頼んで角屋振出しの大坂両替商「国弥」（＝国分屋弥太郎）宛ての七貫目の手形と十六貫目の手形を、それぞれ

○・二パーセントの手数料を払って作ってもらい、⁽⁶⁾それを大坂の両替商鴻池重太郎に送っている。大坂の両替商宛ての手形ならば鴻池重太郎も受け取ってくれるからである。そういう手間と手数料をかけても現金輸送の危険を克服できる点で手形での送金は有利だったに違いない。また、兵庫にある肥料の販売先「いつき」（肥料商和泉屋伊左）の大坂両替商「平惣」（＝平野屋惣治郎）宛て振出手形については、廣海は「いつき」に依頼して直接に大坂の鴻池重太郎へ送ってもらったのであろう。いま一つ、『金銀入払帳 慶応弍年』⁽⁷⁾に記された出入記録の事例を引用しよう。

七月十一日

入 九十貫目

いずみや弥兵衛

南部大豆代之内

いず弥印 錢忠

同日

入 十五貫匁

市ばや藤七

市ト印 かじ作

(中略)

七月十二日

出 百五匁

米屋三十郎

内 九十貫匁

いず弥

錢忠

十五貫匁

市ト

かじ作

この場合は、廣海家は、大豆代金九十貫目を販売先の「いずみや弥兵衛」（兵庫の穀物商和泉屋山本弥兵衛）が大坂両替商「錢忠」（小橋屋忠三郎）宛てに振り出した手形で受け取るとともに、米穀ないし肥料の代金十五貫目をやはり地元販売先の「市ト」（小橋屋忠三郎）「市ばや藤七」（市場屋藤七）がみずから大坂両替商「かじ作」（加島屋作次郎）宛てに振り出した手形で受け取り、翌日に大坂両替商米屋三十郎にそれらの手形を送った。そして、米三からは、その日に「御入金手形式通とも無相違相渡り申候（8）」という書状が廣海に宛てて送られた。先に見た場合には、地元貝塚の両替商角屋などが振り出した手形が送金に使われたのに対して、この場合は、地元両替商「小孫」（小間物屋孫次郎）の大坂両替商「小彦」（小橋屋彦九郎）宛ての振出手形と並んで、兵庫の和泉屋弥兵衛だけでなく地元貝塚の市場屋藤七のような商人が直接に大坂両替商に宛てた手形が、大坂への送金に使われていることが注目されよう。これは、兵庫だけでなく貝塚でも廣海や市場屋のように大坂両替商と直接取引する有力商人が存在したことを示すものである。実際、貝塚の廣海家の周辺には、そうした大坂両替商宛ての手形をやり取りする手形ブローカーが活躍していた。この点の検討はまだ十分ではないが、例えば一八五五年当時、廣海家に炭彦・米三・河又といった大坂両替商宛ての手形を持ちこんでいた油屋清兵衛のごとき存在は、貝塚まで拡大した大坂手形市場を維持する上で無視できない重要な役割を演じるようになっていたものと思われる。⁹⁾

しかし、貝塚の廣海家から大坂の両替商たちへの送金がどの程度まで手形で行われるかは、そうした大坂両替商の取引範囲の拡大とは別個の政治的安定や両替商相互の取引網の整備といった諸条件にも大きく依存している。そこで、幕末維新期の幾つかの年次について、廣海家から大坂両替商への送金がどのような形で行われたかを、第12表として掲げよう。

本表から明らかなのは、一八六〇年（万延一）当時は、米屋三十郎・鴻池重太郎いずれに対しても廣海からの送金

第12表 廣海家からの大坂両替商への送金形式

(単位：両＝円、%)

	米屋三十郎			鴻池重太郎			計				
	現金	振込	手形	現金	振込	手形	現金	振込	手形	計	
1860年 (万延1)	4,771	1,513	11,490	2,253	1,327	8,614	7,024	2,840	20,105	29,969	
1863年 (文久3)	26.8	8.5	64.6	100.0	18.5	10.9	70.6	100.0	23.4	9.5	67.1
1866年 (慶応2)	8,139	2,237	10,862	21,237	2,959	1,497	5,144	9,600	11,097	3,733	16,006
1869年 (明治2)	38.3	10.5	51.1	100.0	30.8	15.6	53.6	100.0	36.0	12.1	51.9
1871年 (明治4)	32,978	14,148	32,541	79,667	2,645	1,764	3,699	8,108	35,623	15,912	36,240
1872年 (明治5)	41.4	17.8	40.8	100.0	32.6	21.8	45.6	100.0	40.6	18.1	41.3
1875年 (明治8)	1,990	—	302	2,292	24,753	6,397	3,134	34,284	26,743	6,397	3,436
1877年 (明治10)	86.8	—	13.2	100.0	72.2	18.7	9.1	100.0	73.1	17.5	9.4
1879年 (明治12)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1881年 (明治14)	1,490	533	1,000	3,023	20,731	1,000	4,677	26,409	22,221	1,533	5,677
1883年 (明治16)	49.3	17.6	33.1	100.0	78.5	3.8	17.7	100.0	75.5	5.2	19.3
1885年 (明治18)	—	—	—	—	29,872	2,000	500	32,372	29,872	2,000	500
1887年 (明治20)	—	—	—	—	92.3	6.2	1.5	100.0	92.3	6.2	1.5
1889年 (明治22)	—	—	—	—	48,831	9,341	3,588	61,760	48,831	9,341	3,588
1891年 (明治24)	—	—	—	—	79.1	15.1	5.8	100.0	79.1	15.1	5.8

出所) 『萬寛帳(安政7年)』(A168)、『金銀入私帳(文久3年)』(A115)、『金銀入私帳(慶応2年)』(A147)、『萬寛帳(明治2年)』(A139)、『萬寛帳(明治4年)』(A174)、『萬寛帳(明治5年)』(A170)、『萬寛帳(明治8年)』(A143)。

備考) (1)両未滿は切上げない切捨てであるため、表の計は示した数値と合わないことがある。

(2)振表示のものは金換算した。換算率は1860年1両=77匁、63年8匁、66年120匁。

(3)1863、66年にある金銀貨の引替え分は除外した。

(4)堺州鳴尾(現・西宮市)の「長半」(長馬半右衛門)などからの振込については、手形によると明記されている場合は手形欄に入れた。

の六〇ないし七〇%が手形によって行われていたのに対して、六三年（文久三）から六六年（慶応二）にかけては、手形の比率が五〇%台から四〇%台へと低落すること、さらに六九年（明治二）以降は一〇%前後となり、七二年（明治五）からは一〇%ラインを切ってしまうという事実である。⁽¹⁰⁾一八七二年（明治四）前半に米屋三十郎から廣海に送られた次の二通の書状⁽¹¹⁾は、手形送金がしばしば失敗するようになったことを示している。

① 前文御高免然者止手形之義被仰聞候得共 取付方一時二相成中々難相心得御手元様より早々御取戻し可被成下候 且又此節両替之内彼是申处在之候故 此国弥渡り手形何卒貴家より御取付可被成下候（下略）

正月二十八日

米三店

廣海様

② 過日御廻り手形御入銀之内 平安殿渡り手形取付候処御案内なしニ而相渡り不申候ニ付 封中御戻申上候（下略）

三月二十一日

米屋三十郎

廣海惣太郎様

①の「止手形」というのは、廣海が受け取って米三に渡した「国弥」（国分屋弥太郎）宛て手形が、振出人の預金不足などで不渡りとなることが判明したので、廣海が手形の流通を差し止めたいと依頼したが、米三はすでに国弥以外のところへ廻してしまったためか、それは難しいと断っている。これに対して②の不渡りは、米三がみずから「平安」（平野屋安兵衛）へ取り付けたところ、「平安」は振出人からの「案内」が来ていないとして支払いを断ったというケースである。いずれも貝塚ないしその周辺地域の手形振出人と大坂の宛先両替商の信用関係が崩れつつあることを示してお

り、そうした状況の下で同年末には米三自体が破綻に追い込まれるのである。

このことは、幕末の動乱期において、六三年をピークに攘夷運動が高揚し、六六年の第二次長州戦争で幕府軍が敗退したあと、六八年にはついに鳥羽・伏見の戦いが起こるといった政治的激動が、大坂とその周辺での手形取引の不安定さをもたらしていること、六八年の銀目廃止による金銀両替業務の消滅とその前後における多数の大坂両替商の倒産が、大坂市場を中心とする手形の縦断的・横断的流通の従来の仕組みを解体させたことを示唆している。廣海家が大坂への送金にさいして利用した手形の主な名宛人は、小橋屋彦九郎・播磨屋忠兵衛・米屋常七・近江屋半次郎・錢屋忠三郎ら大坂両替商であり、送金先の米屋三十郎や鴻池重太郎とほぼ同格の両替商であったが、彼等の間での横断的な手形差引慣行が崩れれば、貝塚からの手形送金も不可能になる。すでに見たように、廣海家の米穀・肥料の仕入代金の手形支払いは取引先両替商の変遷を伴いつつも持続し、貝塚での手形取引も一時的な停滞を経ながらも復活したが、その反面では、大坂を中心とする手形の広汎な流通は明治初年には大きく後退し、かつてのような活発な手形流通は見られなくなつたのである。鳥羽・伏見の戦いの直後に、大坂両替商のかなり多くが「休店」したさい、貝塚ときわめて関係の深い小橋屋彦九郎・播磨屋忠兵衛・近江屋半次郎や加島屋作次郎・竹川彦太郎・淡路屋権四郎・国分屋弥太郎も休店しており、その後一時的に立ち直るものもあつたとはいえ、貝塚とその周辺の商人・両替商の取引先の大坂両替商はしだいに総崩れの状態に陥っていった。

(1) 廣海家文書B〇五一―二二八〇

(2) 『金銀入払帳 慶応二年』（廣海家文書A一四七）。なお、両替商鴻池重太郎からの書状では、何れかの両替商宛でそこへ「取付」に行かねばならない手形を「取付手形」と呼ぶことがあるが（同B〇五一―二二三二、B〇五一―二二四五）、

同様な手形を「御廻り手形」とも呼んでいる(同B〇五一―一二四二)。

- (3) 廣海家文書B〇五一―一二三二
- (4) 『金銀入払帳 慶応二年』(廣海家文書A一四七)
- (5) 『金銀入払帳 文久三年』(廣海家文書A一一五)
- (6) 『金銀取渡通 文久三年 角二利兵衛』(廣海家文書ZB〇一五十五)
- (7) 『金銀入払帳 慶応二年』(廣海家文書A一四七)
- (8) 廣海家文書B〇五一―一二七
- (9) 『萬覚帳 安政二年』(廣海家文書A一四二)の「油屋清兵衛殿」欄には、この年を通じて油屋が廣海に一六枚、計四六貫二二匁の大坂両替商宛て手形を売り込んでいることが記されている。さらに「鴻池重太郎殿」の欄には、廣海は例えば「四月二五日 銀二貫一六二匁 森新印 河又ふり」と、「河又」(大坂両替商河内屋又右衛門)宛ての手形を鴻池重太郎に送ったと記しているが、『金銀入払帳 安政二年』(廣海家文書A一一九)には、森本屋新介が河内屋又右衛門に宛てて振り出したこの手形について「油清より受取手形」であると記している。なお、これら二冊の帳簿を付き合わせると、そうした廻り手形だけでなく、例えば廣海が米穀を販売した竹屋三右衛門から「米代」として受け取った「ひら惣」(大坂両替商平野屋惣治郎)宛三〇両の手形も鴻池重太郎への送金に利用されており、貝塚でも大坂両替商と取引する商人が廣海以外にも早くからいたことが判明する。こうした点の立ち入った分析がさらに必要であろう。
- (10) 鴻池重太郎から廣海家に宛てた『金銀取渡通』によって補足すると、一八六七年(慶応三)の手形比率は四九・五%、六八年(明治一)のそれは五五・八%であり、七〇年(明治三)は二九・一%とやや回復する(廣海家文書ZC〇〇一―一七、ZC〇〇一―一六、ZC〇〇一―一四)。したがって、手形を用いた送金が激減する画期は六九年(明治二)と七二年(明治五)だということになる。
- (11) 廣海家文書B〇六〇―一九二〇、同B〇六〇―一九二九

(12) 一八六〇・六三・六六年について判明する、大坂送金用の手形の宛先炭屋弥吉郎の八両替商の八二件を加え両替商三〇一件のうち、一八三件がこれら五両替商であり、とくに小橋屋彦九郎は一一一件を占めている。それらに次ぐ加島屋作次郎・平野屋惣次郎・米屋三十郎・鴻池重太郎・竹川彦太郎・淡路屋権四郎・国分屋弥太郎・炭屋弥吉郎の八両替商の八二件を加えると全体の八八%となる。

5 印紙税賦課以降の大坂での手形取引の変容

一八六八年の戊辰戦争と銀目廃止による打撃を乗り越えて大坂での手形取引は一応存続し、一八七三年（明治六）の印紙税賦課も京都手形市場の場合と異なり大坂手形市場の展開を大きく妨げることはなかったとはいえ、同時に、手形市場の様子は幕末までのそれとは大きく変容したことを認めなければなるまい。さらに、個別の商人と両替商の間の信用授受関係も変化を余儀なくされた。例えば、幕末から明治初年にかけてまでは両替商宛ての手形の振出が多すぎて「過振」になることがあっても、あらかじめ両替商に連絡すれば済むとされていた。次ぎに引用する一八七三年四月九日の両替商井上の書状は、そうした内容のものと見てよい。

（前略） 過日御振出しニ付而ハ委細御丁寧ニ御懇書被成下忝奉存候 就而ハ今度御廻り合

一金 千両 有合

一金 百両 円銀

メ 千百両

右之通御別便ヲ以御差送被成下慥入手記帳仕候 且御通尻之儀其内ニ御入金可被下御趣委細拝承仕候 且亦当度ニ至候得者又々御過振ニ可相成御場合も難御斗 其節ハ御案内可被仰下御旨是亦委細承知仕候（後略）

四月九日

井上重太郎

廣 惣太郎様

ところが、一八七三年（明治六）後半からの書状になると、大阪の両替商井上重太郎は、廣海家との取引が「過振」になることを極めて警戒するようになった。それは、おそらく手形取引が「預ケ金之内」を超えるると貸借関係になり、第二種の印紙が必要になってしまふからであろう。⁽³⁾ 実は、印紙税が施行された一八七三年（明治六）六月末に廣海は「証文」を差し入れて井上から一五〇〇円を借り入れ、実質的な「過振」枠を設定してもらった。⁽⁴⁾ ところが、それでも不足したため、同年一二月二五日付け廣海宛て書状で、井上は、「差引手尻兼而御証文金之外ニ御手形廻り候ニ付五百円余不足ニ相成り御座候 右者御振替出来兼申候間何卒早々御入金被下度奉願上候⁽⁵⁾」と入金を催促している。廣海では早速一二月二七日に一〇〇〇円を渡したところ、井上は同日の書状で、「差引手尻凡千両程過振相成候ニ付委細申上候処早々取調忝く承知仕候 就而金千両御入金被成下円金慥ニ入手記帳仕候⁽⁶⁾」と礼を述べた。この証文金は翌年二月には返済しているから一時的なものだったが、七四年（明治七）一月には再び一五〇〇円を「証文」を入れて借用して七五年末まで借りつづけ、七六年五月の取引途絶時点でも五〇〇円を借りうけていた。⁽⁷⁾ したがって、印紙税の賦課が両替商による信用供与を制限したことは疑いないところであろう。

さて、廣海家の手形取引は、井上との取引関係から国立銀行との取引関係へと連続的に転換するかというと、そうではなく、井上との関係は一八七六年（明治九）五月限りで突然途絶する。⁽⁸⁾ それは、維新の経済変動を潜り抜けてきた両替商鴻池井上重太郎が、突然閉店したためであった。この段階では改正国立銀行条例（七六年八月制定）もまだ制定されておらず、大阪の第一国立銀行支店なども貝塚町の問屋が利用できる状態にはない。そのため井上による大阪との

関係が途切れて困った廣海は、天保年間から嘉永年間にかけて取引したところのある大阪備後町の両替商錢屋逸身佐一郎との取引の再開を求めた。しかし、一八五四年（安政元）に廣海が錢屋佐一郎との関係を鴻池重太郎との関係に切り替えてから、一八七六年（明治九）までの二二年間の断絶はそう簡単に埋まるものではない。廣海は、親戚に当たる西宮の酒造業者辰馬半右衛門に逸身佐一郎への紹介を頼んだ。これに対して逸身は、同年一月二日付けの廣海宛て書状で、「今般辰馬様より御懇情御取引之義御懇談被仰忝奉存候」と丁寧な言いまわしをしながらも、「一応御面触萬件御語奉申上其已上相認申度候間、近来申上兼候得共殿方様成共御出版被遊被下度奉願上候」と、まず本人に大阪へ出てきてもらって相談した上で判断したいという慎重な姿勢で応じている。こうして一八七六年（明治九）一二月から、廣海は逸身との手形取引を開始することができた。

だが、廣海と逸身との取引は、一八七九年（明治一二）三月九日限りで一時中断する。『萬覚帳』の逸身佐一郎の欄には、「但し此差引之節通帳并ニ振出シ相渡濟之古手形勘定之上、飛脚松直持帰リ之節、途中ニ於テ賊ニ奪取れ、直様天下茶屋之分署江届置帰泉仕候。当所分署江も此段届濟ニ候也。仍之古手形并ニ通帳引合セ等ハ無之候事」と記されている。貝塚町から大阪備後町までの連絡を飛脚が担当していたところ賊に襲われて書類を奪われたというのであり、それが直接の動機か否かは判然としないが、廣海は同年九月から主要な取引先を新設の岸和田第五十一国立銀行（資本金一〇万円、頭取左納権一、取締役兼支配人寺田甚與茂）に変更した。以上のようなやや屈折した経過を経るとはいえ、貝塚の間屋廣海家は、両替商金融から銀行金融へと連続的な取引の転換を実現することができ、同家の活動を存続・拡大させていったのである。

（一） 京都については、前掲別稿「維新时期京都の手形市場―小堀家と小林家―」を参照されたい。

- (2) 廣海家文書D〇〇二八二八
- (3) 一九七三年(明治六)六月一五日付け丁子屋小林吟右衛門家西京店宛、同東京店宛て書状より引用。この書状については石井寛治前掲「維新时期京都の手形市場」参照。
- (4) 『万覚帳 明治六年』(廣海家文書A一六四)。
- (5) 廣海家文書D〇〇二一一一五七
- (6) 廣海家文書D〇〇二一一一五五
- (7) 『万覚帳 明治九年』(廣海家文書A一七二)。
- (8) 『説売新聞』一八七六年五月二〇日号には、「大坂で名高い鴻池重太郎の両替店は、今月十五日から店を閉じて居るといふことを申して来ました」(『明治ニュース事典』I)とある。一八七六年五月一五日付けの近江商人丁子屋小林吟右衛門家(丁吟)大阪出張員の西京店宛書状は、「井上重どの今朝戸メ被成候 然処同人儀是迄東為替等取組居候ニ付東西京方へ来信」として、東京・西京両店宛に「坂コ重戸シメタ」という電報を送ったことを知らせ、翌一六日付け書状では、「鴻重閉店候へども下店更ニ掛り合なし御同慶と奉存候 近頃ハ若家衆ハ頓ト油断相成不申時節ニ付精々氣ヲ付取斗可仕候 戻し額ニテ悪敷事ニ奉存候」と丁吟としては被害がなかったことを喜ぶとともに、「就而ハ御地竹原どの儀鴻重殿へ聊掛り合在之様子ニ相見へ如何御座候哉御振合御聞合御様子為御聞可被下候 右同人儀も余り不宜風聞ニ付御用心可被下様奉希上候也」と、京都の両替商竹原弥兵衛が被害を受けたのではないかと心配している(小林家文書二三〇六)。なお、大坂の両替商鴻池伊助が一八七一年末に御掛屋を勤める「肥後様」のことがもとで閉店の噂を立てられた際に、鴻池重太郎も「別条無御座候得共矢張り一統内之事故」注意が肝要と噂されたことがある(一八七一年二月一九日付け廣海宛て木屋伊助書状 廣海家文書P〇六〇一五一八)。鴻池一統といえども決して安泰ではなかったのである。
- (9) 錢屋佐一郎は前掲第2表では一〇五貫目という中位のランクであるが、一八五七年(安政四)の前掲「浪花両換取引手柄鑑」では、前頭三枚目という上位にランクされていた。

(10) 廣海家文書V〇〇九二一四五

(11) 『万覚帳 明治十二年』(廣海家文書A一七一)。

四 結論と展望

以上の検討の結果、幕末の三井大坂両替店は、ほぼ同格の炭安・鴻庄・加作・米伊・鴻重・竹川と子両替の越善という七軒の両替商との間に緊密な手形差引を行いつつ、大坂とその周辺の諸商人の振り出す大量の手形や大坂と京・江戸間を結ぶ為替手形を決済するネットワークの重要な結節点の位置にあったことが判明した。大坂両替商宛の手形は大坂市中の商人だけでなく兵庫の北風や貝塚の廣海に代表される周辺地域の有力商人も盛んに振り出しており、そのことが上方の商品流通の活発さを支えていた。明治維新の政治的動乱と銀目廃止などの制度的変革によって、炭安・加作・竹川や炭彦・近猶・近半をはじめとする有力両替商で没落するものが相次ぎ、手形の流通市場は大きく縮小・変容したが、大坂とその周辺ではその後商人と両替商の間の手形取引はある程度まで再生・復活し、京都の場合と異なり一八七三年の印紙税の導入もそうした手形取引に深刻な影響を与えなかった。明治初年に大阪の手形取引を存続させたのは、戊辰戦争や銀目廃止などの打撃を潜り抜けた両替商たちであり、彼等は国立銀行や私立銀行が多数設立されるまでの十数年の間、大坂とその周辺地域の金融活動を不十分なながらも担っていた。商人たちは没落した取引先両替商に代わる新しい取引先両替商を探し出して信用取引を継続することができ、そうした過程で新しい工業化に向けての準備を進めていったのである。⁽¹⁾

それだけではない。生き残った両替商の中には、自ら銀行を設立するものが相次いだ。この点については、従来もある程度指摘されてきたが、大阪の銀行設立者の中での両替商の位置はもう少し強調されるべきだと思われる。鴻池善右衛門（第十三国立銀行↓鴻池銀行↓三和銀行）、山口吉郎兵衛（第四百四十八国立銀行↓山口銀行↓三和銀行）、住友吉左衛門（住友銀行）が設立した巨大化する本店銀行、あるいは、三井大坂両替店・御用所の機能を引き継いで大規模な形で出発した三井銀行大阪支店などの役割については論ずるまでもないが、一九〇一年（明治三四）恐慌を画期に消滅する中小銀行の中にも両替商の設立したものが多く、それらは消滅するまでの過程で大阪を中心とする工業化過程に大きな役割を果たしたのである。

本稿に登場した廣海家の取引先両替商では、大阪の錢屋逸身佐一郎が一八八〇年（明治一三）三月に私立逸身銀行を設立した。廣海家と逸身家の取引は前述のように一八七九年三月に一旦途絶えろとはいえ、口座そのものは八一錢二厘という廣海家からの僅かな貸しの形で凍結されており、八三年（明治一六）二月から取引が再開され、同年五月からは逸身佐一郎名義から逸身銀行名義に変更されて、岸和田第五十一国立銀行を大きく上回る金額の取引を行った。⁽³⁾逸身銀行は一九〇一年の恐慌で激しい預金取付けに会い、大阪組合銀行の保証で日本銀行大阪支店からの救済融資を受けた末、多額の負債を残して翌一九〇二年一月に解散する。⁽⁴⁾廣海家では、その後住友銀行、さらに三十四銀行を大阪の取引先銀行にしていく。また、貝塚町では、廣海家の両替商藤井専六との取引が八五年限りでなくなるのに対して、信貴孫次郎との取引は継続し、信貴は九三年（明治二六）七月に個人の信貴銀行を設立する。同行は九七年三月に廃業するが、その業務は九六年一〇月に廣海家が中心となって設立した株式会社貝塚銀行に継承されるのである。⁽⁵⁾

(1) 一八七五年段階の三井組各店舗の融資活動が、古いタイプの商品流通との関わりで生ずるだけでなく、貿易などに関連

する新しい商品生産と流通の分野との関わりでも生じつつあった点については、とりあえず石井寛治前掲『近代日本金融史序説』第二章を見よ。

(2) 例えば高嶋雅明前掲「大阪における銀行業の発展と銀行経営者」参照。

(3) 『萬覚帳 明治十六年』（廣海家文書七一八九）。

(4) 「大阪貨幣市場の恐慌」（『大阪銀行通信録』一八六号、一九〇一年五月）、「各地金融界動揺始末」（同一八九号、同年七月）。

(5) これらの問題については目下準備中の別稿において詳しく扱う予定である。

〔付記〕

本論文の作成にさいして、三井大坂両替店の史料については三井文庫、長田家・中井家史料については国立史料館の方々にお世話になり、廣海家文書については廣海啓太郎氏および貝塚市郷土資料室の方々にお世話になった。記して謝意を表したい。なお、本論文は、筆者が東京経済大学二〇〇二年度国内研究員として行った研究「幕末維新时期の両替商金融」の成果の一部をなすとともに、財団法人三菱財団からの援助による同名の研究の成果の一部である。